

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 平成30年第1回定例会追加議案の説明

- 資料1 介護保険事業者に係る基準条例 関係資料
- 資料2 介護保険事業者に係る基準条例 パブリックコメント手続きに係る意見募集時の資料及び実施結果について
- 資料3 介護保険事業者に係る基準条例 新旧対照表
- 資料4 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 資料5 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例 パブリックコメント手続きに係る意見募集時の資料及び実施結果について
- 資料6 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表
- 資料7 障害福祉関係に係る公の施設設置条例 関係資料
- 資料8 障害福祉関係に係る公の施設設置条例 ブリックコメント手続きに係る意見募集時の資料について
- 資料9 障害福祉関係に係る公の施設設置条例 新旧対照表
- 資料10 障害福祉関係に係る基準条例 関係資料
- 資料11 障害福祉関係に係る基準条例 ブリックコメント手続きに係る意見募集時の資料について
- 資料12 障害福祉関係に係る基準条例 新旧対照表

平成30年2月22日

健康福祉局

議案第59号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について

介護保険法第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため制定するもの

1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正 平成29年6月2日公布 この条例の関係部分は、平成30年4月1日から施行

2 条例制定に関係する上記1の内容

地域包括ケアシステムの深化・推進の一環として、医療・介護の連携の推進等のため、新たな介護保険施設である介護医療院を創設することとされ、介護医療院の基準については、介護保険法において厚生労働省令で定めることとされている介護医療院の基準をもとに都道府県の条例で定めることとされた。

※ 介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

3 介護医療院の主な基準

(1) 介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービスを提供するⅠ型療養床と、介護老人保健施設相当以上のサービスを提供するⅡ型療養床を設けるものとする。

※ 介護療養病床とは、病院・診療所の病床のうち、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供するものをいう。

※ 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

(2) 介護療養病床（療養機能強化型）で提供される医療水準を提供する観点から、診察室、処置室、機能訓練室、臨床検査施設、エックス線装置等を設置することとし、設置に当たっては医療法等において求められている衛生面での基準との整合性を図ることとする。

- (3) 身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、介護職員その他の従業者に対する研修の定期的な実施等の措置を講ずることを義務付ける。

※ (2) は、省令事項

4 本市の独自基準

- (1) 運営規程に定めるべき重要事項として、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続、個人情報の管理の方法、苦情への対応方法並びに事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法を追加する。
- (2) 入所者の処遇の状況に関する記録の保存期間を2年間から5年間に延長する。
- (3) 廊下の一部の幅を拡張すること等により入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる中廊下にあっては、その幅の基準を2.7メートル以上から1.8メートル以上へと緩和する。

4 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第 69 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームにおいて身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとすること等のため改正するもの

1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（平成 30 年厚生労働省令第 4 号）

2 改正の主な内容

(1) 上記 1 に伴い、養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備等の措置を講じることとするもの

※ 養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。

(2) 上記 1 に伴い、小規模の養護老人ホーム（入所定員が 29 人以下の養護老人ホーム）について、介護医療院と密接な連携を確保する等の場合には、当該養護老人ホームに置くべき職員の配置基準を緩和できることとするもの

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行

議案第70号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特別養護老人ホームにおいて身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとすること等のため改正するもの

1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第4号）

2 改正の主な内容

(1) 上記1に伴い、特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備等の措置を講じることとするもの

※ 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいう。

(2) 上記1に伴い、特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変が生じた場合等のため、あらかじめ配置する医師との連携方法等を定めることとするもの

3 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第71号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害福祉制度における居宅介護等の指定を受けた事業者が共生型訪問介護等の指定を受ける場合の基準を定めること、指定訪問介護事業者のサービス提供責任者は利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報を居宅介護支援事業者等に提供することとすること等のため改正するもの

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第4号）
- 2 改正の主な内容
 - (1) 上記1に伴い、障害福祉制度における居宅介護等の指定を受けた事業者が共生型訪問介護、共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準を定めるもの
 - ※ 共生型サービスの基準とは、介護保険優先原則の下では、障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなる場合等があることから、介護保険制度又は障害福祉制度によるいずれかの指定を受けていれば、もう一方の制度における指定を受けやすくするための基準をいう。
 - (2) 上記1に伴い、指定訪問介護事業者のサービス提供責任者は、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報を居宅介護支援事業者等に提供することとするもの
 - (3) 上記1に伴い、福祉用具専門相談員は、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報及び当該福祉用具の全国平均貸与価格を利用者に説明することとするもの
- 3 施行期日

平成30年4月1日から施行。ただし、上記2（3）については、同年10月1日から施行

議案第 7 2 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害福祉制度における生活介護等の指定を受けた事業者が共生型地域密着型通所介護の指定を受ける場合の基準を定めること、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準を定めること等のため改正するもの

1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（平成 30 年厚生労働省令第 4 号）

2 改正の主な内容

(1) 上記 1 に伴い、障害福祉制度における生活介護等の指定を受けた事業者が共生型地域密着型通所介護の指定を受ける場合の基準を定めるもの

(2) 上記 1 に伴い、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準を定めるもの

※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所とは、看護小規模多機能型居宅介護事業所を本体事業所として、近距離に設置され、本体事業所と密接な連携の下に運営される事業所をいう。

(3) 上記 1 に伴い、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者等は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備等の措置を講じることとするもの

※ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者とは、入居定員が 29 人以下の養護老人ホーム等において、要介護者である入居者に対して日常生活上の世話、機能訓練等を行う者をいう。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行

議案第73号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者の資格要件を主任介護支援専門員へ改めること等のため改正するもの

1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第4号）

2 改正の主な内容

(1) 上記1に伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者の資格要件を介護支援専門員から主任介護支援専門員へ改めるもの

※ 介護支援専門員とは、要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じて、訪問介護、通所介護等を受けられるように居宅サービス計画の作成や市町村、居宅サービス事業者等との連絡調整を行う者をいう。

※ 主任介護支援専門員とは、介護支援専門員として5年以上の実務経験を有し、主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。

(2) 上記1に伴い、介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に提供することとするもの

(3) 上記1に伴い、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に必要な理由を記載するとともに、当該計画を市に届け出ることとするもの

3 施行期日

平成30年4月1日から施行。ただし、上記2（3）については、同年10月1日から施行

議案第 7 4 号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設において身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとするもの等のため改正するもの

1 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（平成 3 0 年厚生労働省令第 4 号）

2 改正の主な内容

(1) 上記 1 に伴い、指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備等の措置を講じることとするもの

(2) 上記 1 に伴い、指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の病状の急変が生じた場合等のため、あらかじめ配置する医師との連携方法を定めることとするもの

※ 指定介護老人福祉施設とは、老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が 3 0 人以上であるものに限る。）であって、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいう。

3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行

議案第75号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護老人保健施設において身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとすること等のため改正するもの

1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第4号）

2 改正の主な内容

上記1に伴い、介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備等の措置を講じることとするもの

※ 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第76号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設において身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとすること等のため改正するもの

1 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第4号）

2 改正の主な内容

(1) 上記1に伴い、指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備等の措置を講じることとするもの

※ 指定介護療養型医療施設とは、長期にわたる療養を必要とする要介護者を対象とする入院施設であって、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする施設をいう。

(2) 上記1に伴い、介護老人保健施設等への転換を届け出た療養病床等を有する病院である指定介護療養型医療施設について、人員の配置及び病室に隣接する廊下の幅に関する特例措置の期間を6年間延長するもの

3 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第 77 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、障害福祉制度における短期入所の指定を受けた事業者が共生型介護予防短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準を定めること等のため改正するもの

1 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第4号）

2 改正の主な内容

(1) 上記1に伴い、障害福祉制度における短期入所の指定を受けた事業者が共生型介護予防短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準を定めるもの

※ 共生型サービスの基準とは、介護保険優先原則の下では、障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなる場合等があることから、介護保険制度又は障害福祉制度によるいずれかの指定を受けていれば、もう一方の制度における指定を受けやすくするための基準をいう。

(2) 上記1に伴い、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備等の措置を講じることとするもの

※ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者とは、養護老人ホーム等に入居する要支援者に対し、特定施設サービス計画に基づいて、日常生活上の世話、機能訓練等を行う者をいう。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第78号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員を改めること、介護予防認知症対応型共同生活介護において身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずることとすること等のため改正するもの

1 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正
(平成30年厚生労働省令第4号)

2 改正の主な内容

(1) 上記1に伴い、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員を、ユニットごとに当該ユニットの入居者と合わせて12人以下とするもの

※ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設とは、おおむね10人以下で構成されるユニットごとに、要介護者である入居者に対して日常生活上の世話、機能訓練等が行われる特別養護老人ホームをいう。

※ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護とは、認知症対応型共同生活介護事業所等の居間若しくは食堂又は共同生活室で、認知症の高齢者に対して当該事業所等の利用者とともに行われる日常生活上の世話、機能訓練等をいう。

(2) 上記1に伴い、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備等の措置を講じることとするもの

3 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第79号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができること等について指定介護予防支援事業者が利用者に説明することとすること等のため改正するもの

1 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第4号）

2 改正の主な内容

(1) 上記1に伴い、指定介護予防支援事業者は、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行うこととするもの

(2) 上記1に伴い、担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に提供することとするもの

※ 担当職員とは、保健師、介護支援専門員、社会福祉士等のいずれかの職員をいう。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第 80 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、軽費老人ホームにおいて身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとすること等のため改正するもの

1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（平成 30 年厚生労働省令第 4 号）

2 改正の主な内容

上記 1 に伴い、軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備等の措置を講じることとするもの

※ 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行

介護保険事業者に係る基準条例 パブリックコメント手続きに係る意見募集時の資料及び実施結果について

川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正等について

～市民の皆様から意見を募集します～

介護保険事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた条例の一部改正等に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施します。

1 施行時期

平成30年4月1日（予定）

2 募集期間

平成30年1月26日（金）から平成30年2月9日（金）まで（15日間）

※平成30年4月に施行予定の介護保険事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた省令の改正に伴い、関連する条例の改正等を行うことが急務であるため、意見募集期間が30日未満となりました。

3 資料

川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正等の概要

4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参、のいずれかでお寄せください。

(1) 電子メール（専用フォーム）

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

(2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3926（川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課）

(3) 郵送・持込み（書式自由）

郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

持込み 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※御意見に対する個別対応は致しませんが、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

6 意見の締め切り

平成30年2月9日（金）（郵送の場合は、当日必着です。）

※直接お持ちいただく場合には、2月9日（金）の17時15分まで

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 電話：044-200-2469 FAX：044-200-3926

川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正等の概要

1 一部改正等の経緯

介護保険事業の人員、設備及び運営基準は、国の基準(厚生労働省令)を踏まえ、都道府県・市町村が条例で定めておりますが、平成30年4月に省令の一部改正等が行われるため、本市の関係条例の一部改正等を行うものです。

2 省令(国)と条例(市)の関係

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参酌しなければならない基準

3 本市における条例改正等の考え方

介護保険制度では、介護サービスの提供を多様な実施主体(事業者)に担わせることによって、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。この制度の趣旨を踏まえて、過剰な義務付け等の追加は基本的に行わず、必要最低限のルールを定めた厚生労働省令の改正等を踏襲することを基本方針としています。

4 改正等を行う条例の基となる厚生労働省令

- (1)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (2)指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (3)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (4)指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (5)指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- (6)介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- (7)健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
- (8)介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- (9)特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- (10)養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- (11)軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
- (12)指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- (13)指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

5 改正等を行う条例

- (1)川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2)川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

- (3)川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (4)川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- (5)川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (6)川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- (7)川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (8)川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- (9)川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (10)川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (11)川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (12)川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- (13)川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

6 主な改正等の内容

○居宅サービス

- ・障害福祉の指定を受けた事業所について、介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定を受ける場合(共生型サービス)の基準の特例を設ける。
- ・福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格に加え、全国平均貸与価格を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること等を義務付ける。

○地域密着型サービス

- ・看護小規模多機能型居宅介護について、有床診療所が実施する際の宿泊室基準を緩和するほか、サテライト型事業所の基準を創設する。
- ・定期巡回型サービスの日中のオペレーターについて、夜間・早朝と同様に、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、一定の場合に兼務を認める。また、事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認める。

○施設サービス

- ・入所者の病状の急変等に備えるため、特別養護老人ホームに対して、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付ける。
- ・医療と介護の複合的ニーズに対応するため、介護医療院を創設する。

○居宅介護支援

- ・利用者等に対して、入院時に担当ケアマネの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを、居宅介護支援事業者に義務づける。
- ・利用者は、ケアプランに位置付ける事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを、居宅介護支援事業者に義務づける。

7 施行日

- ・平成30年4月1日(予定)

「川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正等」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

厚生労働省令の一部改正等に伴い、本市条例の一部改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施しました。

2 意見募集の概要

題名	川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正等について
意見の募集期間	平成30年1月26日（金）～平成30年2月9日（金）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー）
結果の公表方法	・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	2通（2件）
電子メール	0通（0件）
FAX	1通（1件）
郵送	0通（0件）
持参	1通（1件）

4 御意見の内容と対応

寄せられた御意見は、新たに創設された共生型サービスに対する支える側からの不安についての意見と考えられますが、当該サービスの実施に際しては関係施設から必要な技術的支援を受けていることが要件とされる等、案において一定の対応が図られていること等から、当初案のとおり改正の手続きを進めます。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の改正等を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

(2) 御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
ア. 共生型サービスに関すること	1				1	
イ. 居宅介護支援に関すること	1					1
合計	2				1	1

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

ア. 共生型サービスに関すること(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>高齢者と障がい者は異なる専門性があると思う。介護資格だけでは十分なケアが出来るとは考えにくい。今以上に負担が増えれば支える側が立ち行かなくなると思う。一つの意見・不安・悩みとしてよろしくをお願いします。</p>	<p>介護保険制度のもとでは、障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあり、国の社会保障審議会障害者部会から見直すべきとの意見が出されていました。</p> <p>これを受け、地域共生社会の実現に向けて、制度の縦割りを超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう導入されるのが共生型サービスです。</p> <p>具体的には、障害福祉の指定を受けている事業所が介護保険の指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障害児者のニーズを踏まえて指定を受けるかどうか判断することとなります。</p> <p>なお、当該サービスの実施に際しては関係施設から必要な技術的支援を受けていることが要件とされる等、案において一定の対応が図られていると考えますが、一つの貴重な意見として受け止めさせていただきます。</p>	D

イ. 居宅介護支援に関すること(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>認可していただき有りがとうございました。</p>	<p>介護保険事業所は、条例で定める人員・設備・運営に関する最低基準を満たす場合に、指定を出しているものでございます。</p>	E

介護保険事業者に係る基準条例 新旧対照表

資料 3

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	○川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
平成24年12月14日条例第76号	平成24年12月14日条例第76号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第13条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合に限る。）にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。	第13条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合に限る。）にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。
(1) 施設長 1人	(1) 施設長 1人
(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数	(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数
(3) 生活相談員	(3) 生活相談員
ア 常勤換算方法で、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。	ア 常勤換算方法で、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。
イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。	イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
(4) 支援員	(4) 支援員
ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）第205条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。	ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）第205条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。
イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。	イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。
(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上
(6) 栄養士 1人以上	(6) 栄養士 1人以上
(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な員数	(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な員数
2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」とい	2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」とい

改正後	改正前
う。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次に定めるところによる。	う。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次に定めるところによる。
(1) 生活相談員	(1) 生活相談員
ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。	ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。
イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。	イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
(2) 支援員	(2) 支援員
ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。	ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。
イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。	イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。
(3) 看護職員	(3) 看護職員
ア 入所者の数が100人以下の盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人以上とすること。	ア 入所者の数が100人以下の盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人以上とすること。
イ 入所者の数が100人を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。	イ 入所者の数が100人を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。
3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。	3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。
4 第1項、第2項、第8項及び第10項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。	4 第1項、第2項、第8項及び第10項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)、介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。))又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。	6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。))又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。
7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。	7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。
8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の員数から、常勤換算方法で、1人を減じた員数とすることができる。	8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の員数から、常勤換算方法で、1人を減じた員数とすることができる。

改正後	改正前
9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。	9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。
10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。	10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。
11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。	11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。
12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。	12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者	(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者	(新設)
(3) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)	(2) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)
(4) 診療所 事務員その他の従業者	(3) 診療所 事務員その他の従業者
(処遇の方針)	(処遇の方針)
第17条 養護老人ホームの設置者は、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。	第17条 養護老人ホームの設置者は、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。
2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。	2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
4 養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。	4 養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
5 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
附則	(新設)
(施行期日)	
この条例は平成30年4月1日から施行する。	

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	○川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
平成24年12月14日条例第75号	平成24年12月14日条例第75号
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第3条～第32条）	第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第3条～第32条）
第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第33条～第43条）	第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第33条～第43条）
第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準（第44条～第49条）	第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準（第44条～第49条）
第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第50条～第53条）	第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第50条～第53条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
（職員の専従）	（職員の専従）
第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護師又は准看護師（以下「看護職員」といい、第41条第2項（第53条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護師又は准看護師（以下「看護職員」といい、第41条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
（運営規程）	（運営規程）

改正後	改正前
第8条 特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第8条 特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1) 施設の目的及び運営の方針	(1) 施設の目的及び運営の方針
(2) 職員の職種、員数及び職務の内容	(2) 職員の職種、員数及び職務の内容
(3) 入所定員	(3) 入所定員
(4) 入所者の処遇の内容及び費用の額	(4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
(5) 施設の利用に当たっての留意事項	(5) 施設の利用に当たっての留意事項
(6) 緊急時等における対応方法	(新設)
(7) 非常災害対策	(6) 非常災害対策
(8) 緊急やむを得ない場合に第16条第4項に規定する身体的拘束等を行う際の手続	(7) 緊急やむを得ない場合に第16条第4項に規定する身体的拘束等を行う際の手続
(9) 個人情報の管理の方法	(8) 個人情報の管理の方法
(10) 苦情への対応方法	(9) 苦情への対応方法
(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
(12) その他施設の運営に関する重要事項	(11) その他施設の運営に関する重要事項
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。	第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。
(1) 施設長 1人	(1) 施設長 1人
(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数	(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数
(3) 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(3) 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上
(4) 介護職員又は看護職員	(4) 介護職員又は看護職員
ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。	ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。
イ 看護職員の員数は、次のとおりとすること。	イ 看護職員の員数は、次のとおりとすること。
(ア) 入所者の数が30人以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上	(ア) 入所者の数が30人以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上
(イ) 入所者の数が30人を超えて50人以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上	(イ) 入所者の数が30人を超えて50人以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上
(ウ) 入所者の数が50人を超えて130人以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3人以上	(ウ) 入所者の数が50人を超えて130人以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3人以上
(エ) 入所者の数が130人を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上	(エ) 入所者の数が130人を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上
(5) 栄養士 1人以上	(5) 栄養士 1人以上
(6) 機能訓練指導員 1人以上	(6) 機能訓練指導員 1人以上

改正後	改正前
(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数	(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数
2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。	2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。
3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。	3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。	4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。	5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。	6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
(サービス提供困難時の対応)	(サービス提供困難時の対応)
第13条 特別養護老人ホームの設置者は、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	第13条 特別養護老人ホームの設置者は、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
(処遇の方針)	(処遇の方針)
第16条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。	第16条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。
2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。	2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。
3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
5 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	

改正後	改正前
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
7 特別養護老人ホームの設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	6 特別養護老人ホームの設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(緊急時等の対応)	
第23条の2 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。	(新設)
(運営規程)	(運営規程)
第35条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。あ	第35条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。
(1) 施設の目的及び運営の方針	(1) 施設の目的及び運営の方針
(2) 職員の職種、員数及び職務の内容	(2) 職員の職種、員数及び職務の内容
(3) 入居定員	(3) 入居定員
(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員	(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
(5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額	(5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
(6) 施設の利用に当たっての留意事項	(6) 施設の利用に当たっての留意事項
(7) 緊急時等における対応方法	(新設)
(8) 非常災害対策	(7) 非常災害対策
(9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
(10) 個人情報の管理の方法	(9) 個人情報の管理の方法
(11) 苦情への対応方法	(10) 苦情への対応方法
(12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応	(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応
(13) その他施設の運営に関する重要事項	(12) その他施設の運営に関する重要事項
(サービスの取扱方針)	(サービスの取扱方針)
第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

改正後	改正前
5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
9 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(1) 施設長 1人	(1) 施設長 1人
(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数	(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数
(3) 生活相談員 1人(サテライト型居住施設の場合にあっては、常勤換算方法で1人)以上	(3) 生活相談員 1人(サテライト型居住施設の場合にあっては、常勤換算方法で1人)以上
(4) 介護職員又は看護職員	(4) 介護職員又は看護職員
ア 及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。	ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。
イ 看護職員の数は、1人(サテライト型居住施設の場合にあっては、常勤換算方法で1人)以上とすること。	イ 看護職員の数は、1人(サテライト型居住施設の場合にあっては、常勤換算方法で1人)以上とすること。
(5) 栄養士 1人以上	(5) 栄養士 1人以上
(6) 機能訓練指導員 1人以上	(6) 機能訓練指導員 1人以上
(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数	(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数
2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。	2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。
3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。	3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。	4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。
5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができ	5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができ

改正後	改正前
る。	る。
6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、この限りでない。	6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、この限りでない。
7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。	7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設の場合にあっては、この限りでない。	8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設の場合にあっては、この限りでない。
9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員又は従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。	9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員又は従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員	(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者	(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者	(新設)
(4) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)	(3) 病院 栄養士(病床100床以上の病院の場合に限る。)
(5) 診療所 事務員その他の従業者	(4) 診療所 事務員その他の従業者
10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。	10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
11 地域密着型特別養護老人ホームに川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	11 地域密着型特別養護老人ホームに川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談	12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談

改正後	改正前
員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。	13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。
14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。
15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
附 則 (経過措置)	附 則 (経過措置)
6 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第8項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	6 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第8項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
7 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号	7 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号

改正後	改正前
に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。	に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。
(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。	(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。	(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。	8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。
附則	(新設)
(施行期日)	
この条例は平成30年4月1日から施行する。	

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
平成24年12月14日条例第81号	平成24年12月14日条例第81号
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 訪問介護	第2章 訪問介護
第1節 基本方針（第5条）	第1節 基本方針（第5条）
第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）	第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
第3節 設備に関する基準（第8条）	第3節 設備に関する基準（第8条）
第4節 運営に関する基準（第9条～第42条）	第4節 運営に関する基準（第9条～第42条）
<u>第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3）</u>	<u>（新設）</u>
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条～第47条）	第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条～第47条）
第3章 訪問入浴介護	第3章 訪問入浴介護
第1節 基本方針（第48条）	第1節 基本方針（第48条）
第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）	第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）
第3節 設備に関する基準（第51条）	第3節 設備に関する基準（第51条）
第4節 運営に関する基準（第52条～第59条）	第4節 運営に関する基準（第52条～第59条）
第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第60条～第63条）	第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第60条～第63条）
第4章 訪問看護	第4章 訪問看護
第1節 基本方針（第64条）	第1節 基本方針（第64条）
第2節 人員に関する基準（第65条・第66条）	第2節 人員に関する基準（第65条・第66条）
第3節 設備に関する基準（第67条）	第3節 設備に関する基準（第67条）
第4節 運営に関する基準（第68条～第79条）	第4節 運営に関する基準（第68条～第79条）
第5章 訪問リハビリテーション	第5章 訪問リハビリテーション
第1節 基本方針（第80条）	第1節 基本方針（第80条）
第2節 人員に関する基準（第81条）	第2節 人員に関する基準（第81条）
第3節 設備に関する基準（第82条）	第3節 設備に関する基準（第82条）
第4節 運営に関する基準（第83条～第89条）	第4節 運営に関する基準（第83条～第89条）
第6章 居宅療養管理指導	第6章 居宅療養管理指導
第1節 基本方針（第90条）	第1節 基本方針（第90条）
第2節 人員に関する基準（第91条）	第2節 人員に関する基準（第91条）
第3節 設備に関する基準（第92条）	第3節 設備に関する基準（第92条）
第4節 運営に関する基準（第93条～第98条）	第4節 運営に関する基準（第93条～第98条）

改正後	改正前
第7章 通所介護	第7章 通所介護
第1節 基本方針（第99条）	第1節 基本方針（第99条）
第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）	第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）
第3節 設備に関する基準（第102条）	第3節 設備に関する基準（第102条）
第4節 運営に関する基準（第103条～第113条）	第4節 運営に関する基準（第103条～第113条）
第5節 <u>共生型居宅サービスに関する基準（第114条・第115条）</u>	第5節 <u>削除</u>
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第132条～第135条）	第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第132条～第135条）
第8章 通所リハビリテーション	第8章 通所リハビリテーション
第1節 基本方針（第136条）	第1節 基本方針（第136条）
第2節 人員に関する基準（第137条）	第2節 人員に関する基準（第137条）
第3節 設備に関する基準（第138条）	第3節 設備に関する基準（第138条）
第4節 運営に関する基準（第139条～第146条）	第4節 運営に関する基準（第139条～第146条）
第9章 短期入所生活介護	第9章 短期入所生活介護
第1節 基本方針（第147条）	第1節 基本方針（第147条）
第2節 人員に関する基準（第148条・第149条）	第2節 人員に関する基準（第148条・第149条）
第3節 設備に関する基準（第150条・第151条）	第3節 設備に関する基準（第150条・第151条）
第4節 運営に関する基準（第152条～第168条）	第4節 運営に関する基準（第152条～第168条）
第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第169条・第170条）	第1款 この節の趣旨及び基本方針（第169条・第170条）
第2款 設備に関する基準（第171条・第172条）	第2款 設備に関する基準（第171条・第172条）
第3款 運営に関する基準（第173条～第181条）	第3款 運営に関する基準（第173条～第181条）
第6節 <u>共生型居宅サービスに関する基準（第181条の2・第181条の3）</u>	<u>（新設）</u>
第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条～第188条）	第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条～第188条）
第10章 短期入所療養介護	第10章 短期入所療養介護
第1節 基本方針（第189条）	第1節 基本方針（第189条）
第2節 人員に関する基準（第190条）	第2節 人員に関する基準（第190条）
第3節 設備に関する基準（第191条）	第3節 設備に関する基準（第191条）
第4節 運営に関する基準（第192条～第204条）	第4節 運営に関する基準（第192条～第204条）
第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第205条・第206条）	第1款 この節の趣旨及び基本方針（第205条・第206条）
第2款 設備に関する基準（第207条）	第2款 設備に関する基準（第207条）
第3款 運営に関する基準（第208条～第216条）	第3款 運営に関する基準（第208条～第216条）
第11章 特定施設入居者生活介護	第11章 特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針（第217条）	第1節 基本方針（第217条）

改正後	改正前
第2節 人員に関する基準（第218条・第219条）	第2節 人員に関する基準（第218条・第219条）
第3節 設備に関する基準（第220条）	第3節 設備に関する基準（第220条）
第4節 運営に関する基準（第221条～第237条）	第4節 運営に関する基準（第221条～第237条）
第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第238条・第239条）	第1款 この節の趣旨及び基本方針（第238条・第239条）
第2款 人員に関する基準（第240条・第241条）	第2款 人員に関する基準（第240条・第241条）
第3款 設備に関する基準（第242条）	第3款 設備に関する基準（第242条）
第4款 運営に関する基準（第243条～第248条）	第4款 運営に関する基準（第243条～第248条）
第12章 福祉用具貸与	第12章 福祉用具貸与
第1節 基本方針（第249条）	第1節 基本方針（第249条）
第2節 人員に関する基準（第250条・第251条）	第2節 人員に関する基準（第250条・第251条）
第3節 設備に関する基準（第252条）	第3節 設備に関する基準（第252条）
第4節 運営に関する基準（第253条～第263条）	第4節 運営に関する基準（第253条～第263条）
第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第264条・第265条）	第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第264条・第265条）
第13章 特定福祉用具販売	第13章 特定福祉用具販売
第1節 基本方針（第266条）	第1節 基本方針（第266条）
第2節 人員に関する基準（第267条・第268条）	第2節 人員に関する基準（第267条・第268条）
第3節 設備に関する基準（第269条）	第3節 設備に関する基準（第269条）
第4節 運営に関する基準（第270条～第276条）	第4節 運営に関する基準（第270条～第276条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、 <u>第72条の2第1項各号</u> 並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。	第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。
（用語の意義及び字句の意味）	（用語の意義及び字句の意味）
第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。	第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。
（1）居宅サービス事業者 居宅サービス事業を行う者をいう。	（1）居宅サービス事業者 居宅サービス事業を行う者をいう。
（2）利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	（2）利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
（3）居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。	（3）居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

改正後	改正前
(4) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。	(4) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
(5) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。	(新設)
(6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	(5) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
第2章 訪問介護	第2章 訪問介護
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(サービス提供困難時の対応)	(サービス提供困難時の対応)
第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業を行う者（以下「居宅介護支援事業者」という。）への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業を行う者（以下「居宅介護支援事業者」という。）への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
(居宅介護支援事業者等との連携)	(居宅介護支援事業者等との連携)
第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携の確保に努めなければならない。	第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。
2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。	2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。
(管理者及びサービス提供責任者の責務)	(管理者及びサービス提供責任者の責務)
第29条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。	第29条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。	2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。
3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。	3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。	(1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。	(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
(3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。	(新設)
(4) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。	(3) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
(5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。	(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

改正後	改正前
(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。	(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。	(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。	(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
(9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。	(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
<u>(不当な働きかけの禁止)</u>	
第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第165条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。	(新設)
第5節 共生型居宅サービスに関する基準 <u>(共生型訪問介護の基準)</u>	
第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	(新設)
(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる員数以上であること。	(新設)
(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
(準用)	
第42条の3 第5条、第6条（第1項を除く。）及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護及び」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス及び」と読み替えるものとする。	(新設)
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準	第5節 基準該当居宅サービスに関する基準
第3章 訪問入浴介護	第3章 訪問入浴介護
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(準用)	(準用)
第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪	第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条及び第32条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪

改正後	改正前
「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する規程」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する規程」と読み替えるものとする。	「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する規程」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する規程」と読み替えるものとする。
第3章 訪問入浴介護	第3章 訪問入浴介護
第5節 基準該当居宅サービスに関する基準	第5節 基準該当居宅サービスに関する基準
(準用)	(準用)
第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに前節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する規程」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する規程」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに前節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する規程」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する規程」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第4章 訪問看護	第4章 訪問看護
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(看護師等の員数)	(看護師等の員数)
第65条 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとする。	第65条 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとする。
(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)	(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)
ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、2.5人以上	ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、2.5人以上
イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当な員数	イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当な員数
(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当な員数置くものとする。	(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当な員数置くものとする。
2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。	2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。
3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準条例第64条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下	3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準条例第64条に規定する指定

改正後	改正前
同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。	介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。
4 指定訪問看護事業者が指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準条例第5条に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項第4号アに規定する人員に関する基準を満たすときは、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなす。	4 指定訪問看護事業者が指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準条例第5条に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項第4号アに規定する人員に関する基準を満たすときは、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなす。
5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第14項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第193条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるものを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、同項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなす。	5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第10項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第193条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるものを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、同項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなす。
第4節 運営に関する基準 (居宅介護支援事業者等との連携)	第4節 運営に関する基準 (居宅介護支援事業者等との連携)
第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携の確保に努めなければならない。	第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。
2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。	2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。
(準用)	(準用)
第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第77条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第77条に規定する規程」と読み替えるものとする。	第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第77条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第77条に規定する規程」と読み替えるものとする。
第5章 訪問リハビリテーション	第5章 訪問リハビリテーション
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。	第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)を1人以上置かなければならない。

改正後	改正前
(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の員数	(新設)
(2)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上	(新設)
2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。	(新設)
3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、 <u>第1項</u> に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、 <u>前項</u> に規定する基準を満たしているものとみなす。
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u> であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。	第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。
2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第81条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第81条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第6章 居宅療養管理指導	第6章 居宅療養管理指導
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。	第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、 <u>看護職員</u> （ <u>歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。</u> 以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
第91条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。	第91条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。
(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所	(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所
ア 医師又は歯科医師 1人以上	ア 医師又は歯科医師 1人以上

改正後	改正前
イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当な員数	イ 薬剤師、 <u>看護職員</u> 、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当な員数
(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 1人以上の薬剤師	(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 1人以上の薬剤師
(3) (削除)	(3) <u>指定訪問看護ステーション等</u> (指定訪問看護ステーション又は指定介護予防訪問看護ステーション (指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所 <u>1人以上の看護職員</u>
2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者 (指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導 (指定介護予防サービス等基準条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者 (指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導 (指定介護予防サービス等基準条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。	第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、 <u>薬局又は指定訪問看護ステーション</u> であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。
2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)	(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。	(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。
(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。	(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。
(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。	(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供	(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サ

改正後	改正前
又は助言を行うものとする。	サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。	(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
(6) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合における居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、その内容を記載した文書を交付して行わなければならない。	(6) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合における居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、その内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。	(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。
2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。	(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。
(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。	(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。
(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。	(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。	(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
3 (削除)	3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
	(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対する療養上の相談及び支援を行うものとする。
	(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。
	(3) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告するものとする。
(運営規程)	(運営規程)
第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。	第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。
(1) 事業の目的及び運営の方針	(1) 事業の目的及び運営の方針
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
(3) 営業日及び営業時間	(3) 営業日及び営業時間
(4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額	(4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
(5) 通常の事業の実施地域	(新設)

改正後	改正前
(6) 個人情報の管理の方法	(5) 個人情報の管理の方法
(7) 苦情への対応方法	(6) 苦情への対応方法
(8) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(7) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
(9) その他事業の運営に関する重要事項	(8) その他事業の運営に関する重要事項
(指定通所介護の具体的取扱方針)	(指定通所介護の具体的取扱方針)
第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。	(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
(3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	(3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
(4) 指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	(4) 指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	(5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
(6) 指定通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。	(6) 指定通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。
第7章 通所介護	第7章 通所介護
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(準用)	(準用)
第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。	第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。
第5節 共生型居宅サービスに関する基準	第5節 削除
(共生型通所介護の基準)	
第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54	第114条から第131条まで 削除

改正後	改正前
<p>号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる員数以上であること。</p>	(新設)
<p>(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	(新設)
<p>(準用)</p>	
<p>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	(新設)
<p>第116条から第131条まで 削除</p>	(新設)
<p>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>	第6節 基準該当居宅サービスに関する基準
<p>(準用)</p>	(準用)
<p>第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条、第41条、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する規程」と、「訪</p>	<p>第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条、第41条、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第135条において準用する第</p>

改正後	改正前
問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第8章 通所リハビリテーション	第8章 通所リハビリテーション
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。	第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。
2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。	2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。
3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第120条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。	3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第120条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第4節 運営に関する基準 (管理者等の責務)	第4節 運営に関する基準 (管理者等の責務)
第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。	第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。
2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならない。	2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならない。
第9章 短期入所生活介護	第9章 短期入所生活介護
第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)	第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)
第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に	第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入

改正後	改正前
<p>当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第131条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。</p>	<p>所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第131条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。</p>
(1) 医師 1人以上	(1) 医師 1人以上
(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上
(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上	(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上
(4) 栄養士 1人以上	(4) 栄養士 1人以上
(5) 機能訓練指導員 1人以上	(5) 機能訓練指導員 1人以上
(6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数	(6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数
<p>2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について指定短期入所生活介護の利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>	<p>2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について指定短期入所生活介護の利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>
<p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p>	<p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p>
<p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>	<p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>
<p>5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。</p>

改正後	改正前
6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。	6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。	7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第4節 運営に関する基準 (指定短期入所生活介護の開始及び終了)	第4節 運営に関する基準 (指定短期入所生活介護の開始及び終了)
第153条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。	第153条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。
2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。	2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。
(定員の遵守)	(定員の遵守)
第165条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第165条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(1) 第148条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数	(1) 第148条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
(2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数	(2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができる。	2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができる。
(準用)	(準用)
第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第164条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第164条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
<p>は「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。</p>	<p>介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。</p>
<p>第10章 短期入所療養介護</p>	<p>第10章 短期入所療養介護</p>
<p>第2節 人員に関する基準</p>	<p>第2節 人員に関する基準</p>
<p>第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第176条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第175条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第202条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>	<p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第176条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第175条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第202条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>
<p>(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>	<p>(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>
<p>(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>	<p>(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>
<p>(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。</p>	<p>(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。</p>

改正後	改正前
(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。	(新設)
2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第176条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第176条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。	第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第79号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。	(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第79号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。
(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第80号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。	(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第80号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。
(3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。	(3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。
(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。	(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。	ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
イ 浴室を有すること。	イ 食堂及び浴室を有すること。
ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。	ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年川崎市条例第 号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。	(新規)
2 前項第3号又は第4に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。	2 前項第3号又は第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第177条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。	3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第177条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものと

改正後	改正前
	みなす。
第4節 運営に関する基準 (対象者)	第4節 運営に関する基準 (対象者)
第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。	第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。
(定員の遵守)	(定員の遵守)
第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数	(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数	(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
(3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数	(3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数	(新設)
第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第2款 設備に関する基準	第2款 設備に関する基準
第207条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。	第207条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。
(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。	(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。	(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

改正後	改正前
(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。	(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。	(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。	(新設)
2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第194条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第192条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第194条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第194条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第192条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第194条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第3款 運営に関する基準	第3款 運営に関する基準
(定員の遵守)	(定員の遵守)
第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数	(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数	(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数	(新設)
第11章 特定施設入居者生活介護	第11章 特定施設入居者生活介護
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

改正後	改正前
(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上
(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員	(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員
ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること。	ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること。
イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。	イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
(ア) 利用者の数が30人以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上	(ア) 利用者の数が30人以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上
(イ) 利用者の数が30人を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上	(イ) 利用者の数が30人を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上
ウ 常に1人以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。	ウ 常に1人以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
(3) 機能訓練指導員 1人以上	(3) 機能訓練指導員 1人以上
(4) 計画作成担当者 1人以上とし、利用者の数が100人を超える場合にあっては、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。	(4) 計画作成担当者 1人以上とし、利用者の数が100人を超える場合にあっては、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。
2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第205条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。	2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第205条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。
(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100人又はその端数を増すごとに1人以上
(2) 看護職員又は介護職員	(2) 看護職員又は介護職員
ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること。	ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること。
イ 看護職員の数は次のとおりとすること。	イ 看護職員の数は次のとおりとすること。
(ア) 総利用者数が30人以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上	(ア) 総利用者数が30人以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上
(イ) 総利用者数が30人を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に総利用者数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上	(イ) 総利用者数が30人を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に総利用者数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上
ウ 常に1人以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。	ウ 常に1人以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。
(3) 機能訓練指導員 1人以上	(3) 機能訓練指導員 1人以上
(4) 計画作成担当者 1人以上とし、総利用者数が100人を超える場合にあっては、総利用者数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。	(4) 計画作成担当者 1人以上とし、総利用者数が100人を超える場合にあっては、総利用者数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。
3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。	3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

改正後	改正前
4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。	4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。	5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。	6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項に規定する場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。	7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項に規定する場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、 <u>看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。</u> ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。	8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、 <u>看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</u> ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、 <u>介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。</u>
第4節 運営に関する基準 (指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)	第4節 運営に関する基準 (指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)
第226条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。	第226条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	(新設)
<u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>	
<u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	
<u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u>	
7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

改正後	改正前
(準用)	(準用)
第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第232条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第232条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。
第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針	第1款 この節の趣旨及び基本方針
(この節の趣旨)	(この節の趣旨)
第238条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設入居者生活介護事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）を提供するものをいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。	第238条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設入居者生活介護事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）を提供するものをいう。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。
第4款 運営に関する基準	第4款 運営に関する基準
(準用)	(準用)
第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第245条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項及び第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。	第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第245条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項及び第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。
第12章 福祉用具貸与	第12章 福祉用具貸与
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)	(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)
第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示し	(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、

改正後	改正前
て福祉用具の機能、使用方法、利用料、 <u>全国平均貸与価格</u> 等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得るものとする。	目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得るものとする。
(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。	(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。	(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。	(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。
(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずるものとする。	(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずるものとする。
(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。	(新設)
(福祉用具貸与計画の作成)	(福祉用具貸与計画の作成)
第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。	第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。	2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。	3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。	4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。	5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による福祉用具貸与計画の変更について準用する。	6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による福祉用具貸与計画の変更について準用する。
(準用)	(準用)
第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、 <u>第36条、第37条</u> から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並	第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内

改正後	改正前
びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。	容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。
第5節 基準該当居宅サービスに関する基準	第5節 基準該当居宅サービスに関する基準
(準用)	(準用)
第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、 第36条、第37条 、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条、第252条並びに前節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第265条で準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条、第252条並びに前節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第265条で準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第13章 特定福祉用具販売	第13章 特定福祉用具販売
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(準用)	(準用)
第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、 第36条、第37条 から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。))」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、 第33条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と 、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条第4号及び第261条第2項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条、第259条及び第261条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。	第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。))」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条第4号及び第261条第2項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条、第259条及び第261条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。	1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)

改正後	改正前
12 この条例の施行の際現に存する平成23年改正省令附則第2条第2項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものについては、平成23年9月1日以後最初の指定の更新までの間は、平成23年改正省令第1条の規定による改正前の基準省令第10章に定める一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の基準によることができる	12 この条例の施行の際現に存する平成23年改正省令附則第2条第2項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものについては、平成23年9月1日以後最初の指定の更新までの間は、平成23年改正省令第1条の規定による改正前の基準省令第10章に定める一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の基準によることができる
13 第218条の規定にかかわらず、基準省令附則第14条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。	(新設)
(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。	
(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な員数	
14 第240条の規定にかかわらず、基準省令附則第15条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な員数とする。	(新設)
15 第220条及び第242条の規定にかかわらず、基準省令附則第16条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。	(新設)
16 第42条第2項（第47条において準用する場合を含む。）、第58条第2項（第63条において準用する場合を含む。）、第78条第2項、第88条第2項、第97条第2項、第112条第2項（第135条において準用する場合を含む。）、第130条第2項、第145条第2項、第167条第2項（第181条及び第188条において準用する場合を含む。）、第203条第2項（第216条において準用する場合を含む。）、第236条第2項、第247条第2項、第262条第2項（第265条において準用する場合を含む。）及び第275条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する記録から適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録（その完結の日から5年を経過していないものに限る。）にあっては、施行日からその完結の日以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。	13 第42条第2項（第47条において準用する場合を含む。）、第58条第2項（第63条において準用する場合を含む。）、第78条第2項、第88条第2項、第97条第2項、第112条第2項（第135条において準用する場合を含む。）、第130条第2項、第145条第2項、第167条第2項（第181条及び第188条において準用する場合を含む。）、第203条第2項（第216条において準用する場合を含む。）、第236条第2項、第247条第2項、第262条第2項（第265条において準用する場合を含む。）及び第275条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する記録から適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録（その完結の日から5年を経過していないものに限る。）にあっては、施行日からその完結の日以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。
附 則	(新設)
(施行期日)	
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第255条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。	
(経過措置)	
2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる改正前の条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員	

改正後	改正前
<u>(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)</u> が行うものについては、 <u>同条例第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。</u>	

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
平成24年12月14日条例第82号	平成24年12月14日条例第82号
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
第1節 基本方針等（第5条・第6条）	第1節 基本方針等（第5条・第6条）
第2節 人員に関する基準（第7条・第8条）	第2節 人員に関する基準（第7条・第8条）
第3節 設備に関する基準（第9条）	第3節 設備に関する基準（第9条）
第4節 運営に関する基準（第10条～第43条）	第4節 運営に関する基準（第10条～第43条）
第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第44条・第45条）	第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第44条・第45条）
第3章 夜間対応型訪問介護	第3章 夜間対応型訪問介護
第1節 基本方針等（第46条・第47条）	第1節 基本方針等（第46条・第47条）
第2節 人員に関する基準（第48条・第49条）	第2節 人員に関する基準（第48条・第49条）
第3節 設備に関する基準（第50条）	第3節 設備に関する基準（第50条）
第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）	第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）
第3章の2 地域密着型通所介護	第3章の2 地域密着型通所介護
第1節 基本方針（第60条の2）	第1節 基本方針（第60条の2）
第2節 人員に関する基準（第60条の3・第60条の4）	第2節 人員に関する基準（第60条の3・第60条の4）
第3節 設備に関する基準（第60条の5）	第3節 設備に関する基準（第60条の5）
第4節 運営に関する基準（第60条の6～第60条の20）	第4節 運営に関する基準（第60条の6～第60条の20）
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の20の2・第60条の20の3）	（新設）
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第60条の21・第60条の22）	第1款 この節の趣旨及び基本方針（第60条の21・第60条の22）
第2款 人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）	第2款 人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）
第3款 設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）	第3款 設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）
第4款 運営に関する基準（第60条の27～第60条の38）	第4款 運営に関する基準（第60条の27～第60条の38）
第4章 認知症対応型通所介護	第4章 認知症対応型通所介護
第1節 基本方針（第61条）	第1節 基本方針（第61条）
第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準
第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第62条～第64条）	第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第62条～第64条）
第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第65条～第67条）	第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第65条～第67条）
第3節 運営に関する基準（第68条～第81条）	第3節 運営に関する基準（第68条～第81条）
第5章 小規模多機能型居宅介護	第5章 小規模多機能型居宅介護
第1節 基本方針（第82条）	第1節 基本方針（第82条）

改正後	改正前
第2節 人員に関する基準（第83条～第85条）	第2節 人員に関する基準（第83条～第85条）
第3節 設備に関する基準（第86条・第87条）	第3節 設備に関する基準（第86条・第87条）
第4節 運営に関する基準（第88条～第109条）	第4節 運営に関する基準（第88条～第109条）
第6章 認知症対応型共同生活介護	第6章 認知症対応型共同生活介護
第1節 基本方針（第110条）	第1節 基本方針（第110条）
第2節 人員に関する基準（第111条～第113条）	第2節 人員に関する基準（第111条～第113条）
第3節 設備に関する基準（第114条）	第3節 設備に関する基準（第114条）
第4節 運営に関する基準（第115条～第129条）	第4節 運営に関する基準（第115条～第129条）
第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護	第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針（第130条）	第1節 基本方針（第130条）
第2節 人員に関する基準（第131条・第132条）	第2節 人員に関する基準（第131条・第132条）
第3節 設備に関する基準（第133条）	第3節 設備に関する基準（第133条）
第4節 運営に関する基準（第134条～第150条）	第4節 運営に関する基準（第134条～第150条）
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
第1節 基本方針（第151条）	第1節 基本方針（第151条）
第2節 人員に関する基準（第152条）	第2節 人員に関する基準（第152条）
第3節 設備に関する基準（第153条・第154条）	第3節 設備に関する基準（第153条・第154条）
第4節 運営に関する基準（第155条～第179条）	第4節 運営に関する基準（第155条～第179条）
第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第180条・第181条）	第1款 この節の趣旨及び基本方針（第180条・第181条）
第2款 設備に関する基準（第182条）	第2款 設備に関する基準（第182条）
第3款 運営に関する基準（第183条～191条）	第3款 運営に関する基準（第183条～191条）
第9章 看護小規模多機能型居宅介護	第9章 看護小規模多機能型居宅介護
第1節 基本方針（第192条）	第1節 基本方針（第192条）
第2節 人員に関する基準（第193条～第195条）	第2節 人員に関する基準（第193条～第195条）
第3節 設備に関する基準（第196条・第197条）	第3節 設備に関する基準（第196条・第197条）
第4節 運営に関する基準（第198条～第204条）	第4節 運営に関する基準（第198条～第204条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。	第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。
（用語の意義及び字句の意味）	（用語の意義及び字句の意味）
第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。	第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。
（1） 地域密着型サービス事業者 地域密着型サービス事業を行う者をいう。	（1） 地域密着型サービス事業者 地域密着型サービス事業を行う者をいう。

改正後	改正前
(2) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	(2) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
(3) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)をいう。	(3) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)をいう。
(4) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。	(4) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。
(5) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。	(新設)
(6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	(5) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。	第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。
(1) オペレーター(随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて1人以上確保されるために必要な員数以上	(1) オペレーター(随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて1人以上確保されるために必要な員数以上
(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な員数以上	(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な員数以上
(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な員数以上	(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な員数以上
(4) 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数	(4) 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数
ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で2.5人以上	ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で2.5人以上
イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当な員数	イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当な員数

改正後	改正前
<p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として基準省令第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>	<p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>
<p>3 オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。</p>	<p>3 オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。</p>
<p>4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>	<p>4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>
<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>
<p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第152条第12項において同じ。）</p>	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第152条第12項において同じ。）</p>
<p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p>	<p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p>
<p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設をいう。）</p>	<p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設をいう。）</p>
<p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）</p>	<p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）</p>
<p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。）</p>	<p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。）</p>
<p>(6) 指定地域密着型特定施設（第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）</p>	<p>(6) 指定地域密着型特定施設（第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）</p>
<p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）</p>	<p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）</p>
<p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）</p>	<p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）</p>

改正後	改正前
(9) 指定介護老人福祉施設	(9) 指定介護老人福祉施設
(10) 介護老人保健施設	(10) 介護老人保健施設
(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）	(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）
(12) 介護医療院	(新設)
6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスの職務に従事することができる。	7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスの職務に従事することができる。
8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスの職務に従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスの職務に従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師（第26条第1項並びに第27条第5項及び第11項において「常勤看護師等」という。）でなければならない。	9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師（第26条第1項並びに第27条第5項及び第11項において「常勤看護師等」という。）でなければならない。
10 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。	10 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。
11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第27条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。	11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第27条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。
12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第193条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなす。	12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第193条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなす。
第4節 運営に関する基準 (勤務体制の確保等)	第4節 運営に関する基準 (勤務体制の確保等)

改正後	改正前
<p>第33条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第33条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p>	<p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p>
<p>3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p>	<p>3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p>
<p>4 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>4 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>(地域との連携等)</p>	<p>(地域との連携等)</p>
<p>第40条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等の報告をし、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>第40条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等の報告をし、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>
<p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	<p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>
<p>3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>4 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。</p>	<p>4 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>第3章 夜間対応型訪問介護</p>	<p>第3章 夜間対応型訪問介護</p>

改正後	改正前
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(訪問介護員等の員数)	(訪問介護員等の員数)
第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。	第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1人以上及び利用者との面接その他の業務を行う者として1人以上確保されるために必要な員数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1人以上及び利用者との面接その他の業務を行う者として1人以上確保されるために必要な員数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な員数以上	(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な員数以上
(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な員数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。	(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な員数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他基準省令第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、 <u>1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として基準省令第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）</u> サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。	2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他基準省令第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、 <u>3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者</u> をもって充てることができる。
第3章の2 地域密着型通所介護	第3章の2 地域密着型通所介護
(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)	(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)
第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。	(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。
(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。	(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。	(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

改正後	改正前
(5) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	(5) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(7) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	(7) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
(8) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（ <u>法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。</u> 以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。	(8) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。
第3章の2 地域密着型通所介護	第3章の2 地域密着型通所介護
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準	(新設)
<u>（共生型地域密着型通所介護の基準）</u>	(新設)
第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「 <u>共生型地域密着型通所介護</u> 」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。以下この条において「 <u>指定障害福祉サービス等基準条例</u> 」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号。以下この条において「 <u>指定通所支援基準条例</u> 」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	(新設)

改正後	改正前
<p>(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる員数以上であること。</p>	(新設)
<p>(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	(新設)
<p>(準用)</p>	(新設)
<p>第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する規程をいう。第35条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	(新設)
<p>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p>	第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
<p>第3款 設備に関する基準 (利用定員)</p>	第3款 設備に関する基準 (利用定員)
<p>第60条の25 指定療養通所介護事業所の利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、<u>18人</u>以下とする。</p>	第60条の25 指定療養通所介護事業所の利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、 <u>9人</u> 以下とする。
<p>第4款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p>	第4款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)
<p>第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者</p>	第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者

改正後	改正前
又はその家族に対し、第60条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	又はその家族に対し、第60条の34に規定する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (準用)	2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (準用)
第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「 <u>運営規程</u> 」とあるのは「 <u>第60条の34に規定する重要事項に関する規程</u> 」と、「 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u> 」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「 <u>地域密着型通所介護従業者</u> 」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「 <u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u> 」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「 <u>当たっては</u> 」とあるのは「 <u>当たっては、利用者の状態に応じて</u> 」と、第60条の18第4項中「 <u>第60条の5第4項</u> 」とあるのは「 <u>第60条の26第4項</u> 」と読み替えるものとする。	第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u> 」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「 <u>地域密着型通所介護従業者</u> 」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「 <u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u> 」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「 <u>当たっては</u> 」とあるのは「 <u>当たっては、利用者の状態に応じて</u> 」と、第60条の18第4項中「 <u>第60条の5第4項</u> 」とあるのは「 <u>第60条の26第4項</u> 」と読み替えるものとする。
第4章 認知症対応型通所介護	第4章 認知症対応型通所介護
第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準
第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 (従業者の員数)	第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 (従業者の員数)
第62条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所をいう。以下この条において同じ。))において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第62条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所をいう。以下この条において同じ。))において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
(1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数	(1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数

改正後	改正前
(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数	(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数
(3) 機能訓練指導員 1人以上	(3) 機能訓練指導員 1人以上
2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の職務に従事させなければならない。	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の職務に従事させなければならない。
3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができる。	3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができる。
4 前各項の「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位」とは、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この項において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第64条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。	4 前各項の「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位」とは、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この項において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第64条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。
5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。	5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。	6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。	7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第2款 共用型指定認知症対応型通所介護 (利用定員等)	第2款 共用型指定認知症対応型通所介護 (利用定員等)

改正後	改正前
<p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p>	<p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p>
<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p>	<p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p>
<p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)</p>	<p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)</p>
<p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を</p>	<p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を1人以上とし、夜間</p>

改正後		改正前	
含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な員数以上とする。		及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な員数以上とする。	
2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。		2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。	
3 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。		3 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。	
4 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。		4 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。	
5 宿泊サービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。		5 宿泊サービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事	看護師又は准看護師	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、	看護師又は准看護師	

改正後				改正前			
敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	業を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設			掲げる施設等のある場合	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設		
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。				7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。			
8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第193条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。				8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第193条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。			
9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。				9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。			

改正後	改正前
<p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第97条第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第97条第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>11 前項の介護支援専門員は、基準省令第63条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p>	<p>11 前項の介護支援専門員は、基準省令第63条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p>
<p>12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第97条第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第97条第1項において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p>	<p>12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第97条第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第97条第1項において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p>
<p>13 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>13 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事させることができる。</p>	<p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事させることができる。</p>
<p>2 前項本文及び第194条第1項本文の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p>	<p>2 前項本文及び第194条第1項本文の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p>
<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令第3条第1項に規定する者をいう。次条、第112条第2項、第113条、第194条第2項及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令第3条第1項に規定する者をいう。次条、第112条第2項、第113条、第194条第2項及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>

改正後	改正前
(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)	(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)
第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第4節 運営に関する基準 (協力医療機関等)	第4節 運営に関する基準 (協力医療機関等)
第104条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。	第104条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。
2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
第6章 認知症対応型共同生活介護	第6章 認知症対応型共同生活介護
第2節 人員に関する基準 (管理者)	第2節 人員に関する基準 (管理者)
第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができる。	第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができる。
2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第91条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第91条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)	(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)
第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第4節 運営に関する基準 (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)	第4節 運営に関する基準 (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)
第118条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行われなければならない。	第118条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行われなければならない。

改正後	改正前
2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。	2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。
3 指定認知症対応型共同生活介護は、次条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	3 指定認知症対応型共同生活介護は、次条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	(新設)
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	(新設)
(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	(新設)
8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
(協力医療機関等)	(協力医療機関等)
第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。	第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。
2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護	第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。	第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。
(1) 生活相談員 1人以上	(1) 生活相談員 1人以上
(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員	(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員

改正後	改正前
ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。	ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。
イ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1人以上とすること。	イ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1人以上とすること。
ウ 常に1人以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。	ウ 常に1人以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
(3) 機能訓練指導員 1人以上	(3) 機能訓練指導員 1人以上
(4) 計画作成担当者 1人以上	(4) 計画作成担当者 1人以上
2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。	2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
3 第1項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。	3 第1項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。	4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。
5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができる。	5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができる。
6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができる。	6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができる。
7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員	(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員
(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)	(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
(3) 介護医療院 介護支援専門員	(新設)
8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第193条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に	9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第193条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に

改正後	改正前
従事することができる。	従事することができる。
10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、計画作成担当者を置かないことができる。	10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、計画作成担当者を置かないことができる。
第4節 運営に関する基準 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)	第4節 運営に関する基準 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)
第139条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。	第139条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3 地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	3 地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(新設)
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	(新設)
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	(新設)
7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数	(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数
(2) 生活相談員 1人以上	(2) 生活相談員 1人以上
(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）	(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

改正後	改正前
ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。	ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。
イ 看護職員の数は、1人以上とすること。	イ 看護職員の数は、1人以上とすること。
(4) 栄養士 1人以上	(4) 栄養士 1人以上
(5) 機能訓練指導員 1人以上	(5) 機能訓練指導員 1人以上
(6) 介護支援専門員 1人以上	(6) 介護支援専門員 1人以上
2 前項第3号アの入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。	2 前項第3号アの入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（川崎市指定介護老人福祉施設）の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第78号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（川崎市指定介護老人福祉施設）の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第78号）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）が併設される場合であって、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型居住施設に医師を置かないことができる。	4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。））、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）が併設される場合であって、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型居住施設に医師を置かないことができる。
5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。	5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。
6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。	6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。	7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。
8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支	(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支

改正後	改正前
援専門員	援専門員
(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員	(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員
(3) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)	(3) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員	(新設)
9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。	9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。	12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。
13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。	13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。
14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。	14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。
15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、介護支援専門員を置かないことができる。	15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、介護支援専門員を置かないことができる。
16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

改正後	改正前
17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合においては、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1人以上（入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）とする。	17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合においては、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1人以上（入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）とする。
第4節 運営に関する基準 (サービス提供困難時の対応)	第4節 運営に関する基準 (サービス提供困難時の対応)
第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認める場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認める場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)
第159条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。	第159条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。
2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
4 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	4 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
5 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	(新設) (新設) (新設)
7 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (入所者の入院期間中の取扱い)	6 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (入所者の入院期間中の取扱い)
第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場	第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場

改正後	改正前
合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。	合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。
(緊急時等の対応)	
第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	(新設)
(運営規程)	(運営規程)
第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1) 施設の目的及び運営の方針	(1) 施設の目的及び運営の方針
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
(3) 入所定員	(3) 入所定員
(4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	(4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
(5) 施設の利用に当たっての留意事項	(5) 施設の利用に当たっての留意事項
(6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	(6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
(7) 緊急時等における対応方法	(新設)
(8) 非常災害対策	(7) 非常災害対策
(9) 個人情報の管理の方法	(8) 個人情報の管理の方法
(10) 苦情への対応方法	(9) 苦情への対応方法
(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
(12) その他施設の運営に関する重要事項	(11) その他施設の運営に関する重要事項
第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第3款 運営に関する基準	第3款 運営に関する基準
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)
第184条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	第184条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

改正後	改正前
5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(新設)
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	(新設)
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	(新設)
9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(運営規程)	(運営規程)
第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。	第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。
(1) 施設の目的及び運営の方針	(1) 施設の目的及び運営の方針
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
(3) 入居定員	(3) 入居定員
(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員	(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
(5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	(5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
(6) 施設の利用に当たっての留意事項	(6) 施設の利用に当たっての留意事項
(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
(8) 緊急時等における対応方法	(新設)
(9) 非常災害対策	(8) 非常災害対策
(10) 個人情報の管理の方法	(9) 個人情報の管理の方法
(11) 苦情への対応方法	(10) 苦情への対応方法
(12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
(13) その他施設の運営に関する重要事項	(12) その他施設の運営に関する重要事項
第9章 看護小規模多機能型居宅介護	第9章 看護小規模多機能型居宅介護
第1節 基本方針	
第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模	第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模

改正後	改正前
多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。
第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)	第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)
第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。))の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な員数以上とする。	第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な員数以上とする。
2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。	2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
3 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。	3 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。
4 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5人以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。	4 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5人以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。
5 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1人以上の者は、看護職員でなければならない。	5 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1人以上の者は、看護職員でなければならない。

改正後	改正前
<p>6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務及び宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>	<p>6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務及び宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>
<p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p>	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p>
<p>(2) 指定地域密着型特定施設</p>	<p>(2) 指定地域密着型特定施設</p>
<p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p>	<p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p>
<p>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>
<p>(5) 介護医療院</p>	<p>(新設)</p>
<p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1人以上とする。	(新設)
11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第201条第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第201条第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
12 前項の介護支援専門員は、基準省令第171条第12項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	9 前項の介護支援専門員は、基準省令第171条第9項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第201条において「研修修了者」という。)を置くことができる。	(新設)
14 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき並びに第7条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなす。	10 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき並びに第7条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなす。
(管理者)	(管理者)
第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事させることができる。	第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事させることができる。
2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。	(新設)
3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第172条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。	2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第172条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。
(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)	(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

改正後	改正前																
<p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>	<p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>																
<p>第3節 設備に関する基準 (登録定員及び利用定員)</p>	<p>第3節 設備に関する基準 (登録定員及び利用定員)</p>																
<p>第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。</p>	<p>第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、29人以下とする。</p>																
<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p>	<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p>																
<p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで</p>	<p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）まで</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
<p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで</p>	<p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで</p>																
<p>(設備及び備品等)</p>	<p>(設備及び備品等)</p>																
<p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>																
<p>2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>																
<p>(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p>	<p>(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p>																
<p>(2) 宿泊室</p>	<p>(2) 宿泊室</p>																
<p>ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>	<p>ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>																
<p>イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p>	<p>イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p>																

改正後	改正前
ウ ア及びイに規定する基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。	ウ ア及びイに規定する基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。	エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。
オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がないときは、当該診療所が有する病床については、 <u>宿泊室を兼用することができる。</u>	(新設)
3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保、地域住民との交流等を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族、地域住民等との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保、地域住民との交流等を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族、地域住民等との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
第4節 運営に関する基準 (看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)	第4節 運営に関する基準 (看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)
第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）に第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に第9項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担わせなければならない。	第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に第9項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担わせなければならない。
2 介護支援専門員は、第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。	2 介護支援専門員は、第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。
3 介護支援専門員は、次項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。	3 介護支援専門員は、次項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。
4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「看護小規模多機能型居宅介護計画」という。）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。	4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「看護小規模多機能型居宅介護計画」という。）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。
5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。	5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。	6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
7 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況、利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。	7 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況、利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

改正後	改正前
8 第2項から第6項までの規定は、前項の規定による看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。	8 第2項から第6項までの規定は、前項の規定による看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。
9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した報告書（以下「看護小規模多機能型居宅介護報告書」という。）を作成しなければならない。	9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した報告書（以下「看護小規模多機能型居宅介護報告書」という。）を作成しなければならない。
10 前条第4項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。	10 前条第4項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。
（準用）	（準用）
第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「利用に際し」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定」とあるのは「当該利用者が受けている要介護認定」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条第2項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。	第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「利用に際し」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定」とあるのは「当該利用者が受けている要介護認定」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第90条及び第98条第2項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。
附 則	附 則
（施行期日）	（施行期日）
1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。	1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
5 この条例の施行の際、基準省令附則第14条の規定に該当する病院は、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより病床の転換をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	5 この条例の施行の際、基準省令附則第14条の規定に該当する病院は、平成30年3月31日までの間に同条に規定するところにより病床の転換をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
6 この条例の施行の際、基準省令附則第15条の規定に該当する診療所は、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより病床の転換をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。	6 この条例の施行の際、基準省令附則第15条の規定に該当する診療所は、平成30年3月31日までの間に同条に規定するところにより病床の転換をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。

改正後	改正前
(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。	(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。	(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
7 この条例の施行の際、基準省令附則第16条の規定に該当する病院又は診療所は、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより病床の転換をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。	7 この条例の施行の際、基準省令附則第16条の規定に該当する病院又は診療所は、平成30年3月31日までの間に同条に規定するところにより病床の転換をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。
8 第131条の規定にかかわらず、基準省令附則第17条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。	(新設)
(1)機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。	(新設)
(2)生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当な員数	(新設)
9 第133条の規定にかかわらず、基準省令附則第18条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	(新設)
10 第43条第2項、第59条第2項、第80条第2項、第108条第2項、第128条第2項、第149条第2項、第178条第2項（第191条において準用する場合を含む。）及び第203条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する記録から適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録（その完結の日から5年を経過していないものに限る。）にあつては、施行日からその完結の日以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。	8 第43条第2項、第59条第2項、第80条第2項、第108条第2項、第128条第2項、第149条第2項、第178条第2項（第191条において準用する場合を含む。）及び第203条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する記録から適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録（その完結の日から5年を経過していないものに限る。）にあつては、施行日からその完結の日以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。
附 則	(新設)
(施行期日)	
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。	

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例	○川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
平成25年12月24日条例第60号	平成25年12月24日条例第60号
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）	第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
第3章 運営に関する基準（第7条～第32条）	第3章 運営に関する基準（第7条～第32条）
第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）	第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。	第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。
（基本方針）	（基本方針）
第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。	第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。	2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の <u>指定居宅サービス事業者等</u> に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行われなければならない。	3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の <u>居宅サービス事業者若しくは地域密着型サービス事業者（以下「居宅サービス事業者等」という。）</u> に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行われなければならない。
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携の確保に努めなければならない。	4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携の確保に努めなければならない。
第2章 人員に関する基準	第2章 人員に関する基準
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1人以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。	第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1人以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（ <u>以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。</u> ）を置かなければならない。

改正後	改正前
2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35人又はその端数を増すごとに1人とする。 (管理者)	2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35人又はその端数を増すごとに1人とする。 (管理者)
第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。	第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
2 前項に規定する管理者は、 <u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員</u> でなければならない。	2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）
第3章 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)	第3章 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)
第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。	第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。	(新設)
4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、 <u>第7項</u> で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者	3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、 <u>第6項</u> で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者

改正後	改正前
の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)	の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
5 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。	4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
7 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	6 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの	(1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式	(2) ファイルへの記録の方式
8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)	(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)
第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。	(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。
(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。	(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。	(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

改正後	改正前
(7) 介護支援専門員は、前号の規定による解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	(7) 介護支援専門員は、前号の規定による解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。	(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、 <u>利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</u>	(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。	(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。	(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。	(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。	(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
<u>(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口腔機能その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</u>	(新設)
(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。	(14) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接すること。	ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接すること。

改正後	改正前
イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。	イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
(15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。	(15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合	ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
(16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。	(16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
(17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。	(17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
(18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。	(18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければならない。	(新設)
(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。	(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。
(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。	(新設)
(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。	(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。	(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継	(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継

改正後	改正前
<p>続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p>	<p>続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p>
<p>(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。</p>	<p>(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。</p>
<p>(24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った居宅サービス計画を作成しなければならない。</p>	<p>(24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った居宅サービス計画を作成しなければならない。</p>
<p>(25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。</p>	<p>(25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。</p>
<p>(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>	<p>(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>
<p>(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)</p>	<p>(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)</p>
<p>第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。</p>	<p>第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。</p>
<p>2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。</p>
<p>3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>
<p><u>附 則</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(施行期日)</u></p>	
<p>1 この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。</p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p>2 平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>	

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第78号	○川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第78号
第1章 総則 (趣旨)	第1章 総則 (趣旨)
第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
第2章 人員に関する基準	第2章 人員に関する基準
第4条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。	第4条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。
(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数	(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数
(2) 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(2) 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上
(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）	(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）
ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。	ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。
イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。	イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
(ア) 入所者の数が30人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上	(ア) 入所者の数が30人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上
(イ) 入所者の数が30人を超えて50人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2人以上	(イ) 入所者の数が30人を超えて50人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2人以上
(ウ) 入所者の数が50人を超えて130人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3人以上	(ウ) 入所者の数が50人を超えて130人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3人以上
(エ) 入所者の数が130人を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上	(エ) 入所者の数が130人を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上
(4) 栄養士 1人以上	(4) 栄養士 1人以上
(5) 機能訓練指導員 1人以上	(5) 機能訓練指導員 1人以上
(6) 介護支援専門員 1人以上とし、入所者の数が100人を超える場合にあっては、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。	(6) 介護支援専門員 1人以上とし、入所者の数が100人を超える場合にあっては、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。
2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。	2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

改正後	改正前
4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準条例第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。	5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
6 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。	6 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。	7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
8 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	8 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
9 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	9 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
第4章 運営に関する基準 （サービス提供困難時の対応）	第4章 運営に関する基準 （サービス提供困難時の対応）
第9条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	第9条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）	（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）
第16条 指定介護老人福祉施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の処遇を適切に行わなければならない。	第16条 指定介護老人福祉施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の処遇を適切に行わなければならない。
2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
4 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他	4 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他

改正後	改正前
の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
5 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
7 指定介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	6 指定介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(緊急時等の対応)	
第25条の2 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに	(新設)
入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。	
(運営規程)	(運営規程)
第29条 指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。	第29条 指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。
(1) 施設の目的及び運営の方針	(1) 施設の目的及び運営の方針
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
(3) 入所定員	(3) 入所定員
(4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	(4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
(5) 施設の利用に当たっての留意事項	(5) 施設の利用に当たっての留意事項
(6) 緊急時等における対応方法	(新設)
(7) 非常災害対策	(6) 非常災害対策
(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
(9) 個人情報の管理の方法	(8) 個人情報の管理の方法
(10) 苦情への対応方法	(9) 苦情への対応方法
(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
(12) その他施設の運営に関する重要事項	(11) その他施設の運営に関する重要事項
第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第3節 運営に関する基準	第3節 運営に関する基準
(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)	(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)
第48条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日	第48条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日

改正後	改正前
常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u>	8 (新設)
9 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (運営規程)	8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (運営規程)
第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入居定員 (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員 (5) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 施設の利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時等における対応方法 (8) 非常災害対策 (9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (10) 個人情報の管理の方法	第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入居定員 (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員 (5) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 施設の利用に当たっての留意事項 (7) 非常災害対策 (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (9) 個人情報の管理の方法

改正後	改正前
(11) 苦情への対応方法	(10) 苦情への対応方法
(12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
(13) その他施設の運営に関する重要事項	(12) その他施設の運営に関する重要事項
(準用)	(準用)
第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条、第20条、第22条から第28条まで及び第32条から第43条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条第5号及び第43条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。	第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条、第20条、第22条から第28条まで及び第32条から第43条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条第5号及び第43条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。
附 則	附 則
(経過措置)	(経過措置)
6 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第8項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	6 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第8項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
7 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。	7 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。
(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。	(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。	(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

改正後	改正前
<p>8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。</p>	<p>8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。</p>
<p><u>附則</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>この条例は平成30年4月1日から施行する。</u></p>	

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第79号	○川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第79号
第1章 総則 (趣旨)	第1章 総則 (趣旨)
第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
第2章 人員に関する基準	第2章 人員に関する基準
第4条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）で定める員数の医師及び看護師のほか、法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第4条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）で定める員数の医師及び看護師のほか、法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
(1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当な員数	(1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当な員数
(2) 准看護師又は介護職員 常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とし、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数は看護・介護職員（看護職員又は介護職員をいう。以下同じ。）の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。	(2) 准看護師又は介護職員 常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とし、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数は看護・介護職員（看護職員又は介護職員をいう。以下同じ。）の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。
(3) 支援相談員 1人（入所者の数が100人を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1人に加え、常勤換算方法で、100人を超える部分を100で除して得た員数）以上	(3) 支援相談員 1人（入所者の数が100人を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1人に加え、常勤換算方法で、100人を超える部分を100で除して得た員数）以上
(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た員数以上	(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た員数以上
(5) 栄養士 入所定員100人以上の介護老人保健施設にあっては、1人以上	(5) 栄養士 入所定員100人以上の介護老人保健施設にあっては、1人以上
(6) 介護支援専門員 1人以上とし、入所者の数が100人を超える場合にあっては、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。	(6) 介護支援専門員 1人以上とし、入所者の数が100人を超える場合にあっては、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。
(7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当な員数	(7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当な員数
2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数とする。	2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数とする。
3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に	4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

改正後	改正前
支障がない場合には、この限りでない。	
5 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができ、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、同項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。	5 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができ、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、同項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。
6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員	(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員
(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員	(新設)
(3) 病院 栄養士（病床数100床以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）	(2) 病院 栄養士（病床数100床以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。	7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。	(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
(2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当な員数	(2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当な員数
第3章 施設及び設備に関する基準 (施設の基準)	第3章 施設及び設備に関する基準 (施設の基準)
第5条 介護老人保健施設は、基準省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の	第5条 介護老人保健施設は、基準省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用すること

改正後	改正前
施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一部を有しないことができる。	により、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一部を有しないことができる。
(1) 談話室	(1) 談話室
(2) 食堂	(2) 食堂
(3) 浴室	(3) 浴室
(4) レクリエーションルーム	(4) レクリエーションルーム
(5) 洗面所	(5) 洗面所
(6) 便所	(6) 便所
(7) サービスステーション	(7) サービスステーション
(8) 調理室	(8) 調理室
(9) 洗濯室又は洗濯場	(9) 洗濯室又は洗濯場
(10) 汚物処理室	(10) 汚物処理室
2 前項各号に掲げる施設のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	2 前項各号に掲げる施設のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。	(1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
(2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。	(2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
(3) 浴室	(3) 浴室
ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。	ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。	イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
(4) レクリエーションルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。	(4) レクリエーションルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
(5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。	(5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。
(6) 便所	(6) 便所
ア 療養室のある階ごとに設けること。	ア 療養室のある階ごとに設けること。
イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。	イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
ウ 常夜灯を設けること。	ウ 常夜灯を設けること。
3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
(介護保健施設サービスの取扱方針)	(介護保健施設サービスの取扱方針)
第16条 介護老人保健施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。	第16条 介護老人保健施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。
2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して	2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して

改正後	改正前
行われなければならない。	行われなければならない。
3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。	3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
4 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	4 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
5 介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6 介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
7 介護老人保健施設の開設者は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	6 介護老人保健施設の開設者は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準	第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
第2節 施設及び設備に関する基準	第2節 施設及び設備に関する基準
第45条 ユニット型介護老人保健施設は、基準省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあって、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあって、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一部を有しないことができる。	第45条 ユニット型介護老人保健施設は、基準省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあって、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあって、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一部を有しないことができる。
(1) ユニット	(1) ユニット
(2) 浴室	(2) 浴室
(3) サービスステーション	(3) サービスステーション
(4) 調理室	(4) 調理室
(5) 洗濯室又は洗濯場	(5) 洗濯室又は洗濯場

改正後	改正前
(6) 汚物処理室	(6) 汚物処理室
2 前項各号に掲げる施設のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	2 前項各号に掲げる施設のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(1) ユニット（療養室を除く。）	(1) ユニット（療養室を除く。）
ア 共同生活室	ア 共同生活室
(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。	(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
イ 洗面所	イ 洗面所
(ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。	(ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。	(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
ウ 便所	ウ 便所
(ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。	(ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。	(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
(ウ) 常夜灯を設けること。	(ウ) 常夜灯を設けること。
(2) 浴室	(2) 浴室
ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。	ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。	イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
3 前項第2号の浴室は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。	3 前項第2号の浴室は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。	4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。
(1) ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	(1) ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。	ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
(ア) 消防長又は当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	(ア) 消防長又は当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
(イ) 第54条において準用する第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。	(イ) 第54条において準用する第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

改正後	改正前
(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。	(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、屋内の直通階段が建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造を有する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、屋内の直通階段が建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造を有する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
(4) 階段には、手すりを設けること。	(4) 階段には、手すりを設けること。
(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。	(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。	ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。
イ 手すりを設けること。	イ 手すりを設けること。
ウ 常夜灯を設けること。	ウ 常夜灯を設けること。
(6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。	(6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
(7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	(7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
5 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であつて、火災時における入居者の安全が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	5 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であつて、火災時における入居者の安全が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。	(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。	(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
第3節 運営に関する基準	第3節 運営に関する基準
(介護保健施設サービスの取扱方針)	(介護保健施設サービスの取扱方針)
第47条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	第47条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

改正後	改正前
4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
8 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
9 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	8 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
附 則	附 則
(経過措置)	(経過措置)
4 一般病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。	4 一般病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
5 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。	5 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。
(1) 食事の提供に支障がない広さを有するものとし、機能訓練室と合計した面積を、3平方メートルに	(1) 食事の提供に支障がない広さを有するものとし、機能訓練室と合計した面積を、3平方メートルに

改正後	改正前
入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。	入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。
(2) 1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上を有すること(機能訓練室が40平方メートル以上の面積を有している場合に限る。)	(2) 1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上を有すること(機能訓練室が40平方メートル以上の面積を有している場合に限る。)
6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下次項及び附則第8項において同じ。)を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。	6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下次項及び附則第8項において同じ。)を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。
7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。	7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、その幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。	8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、その幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。
附則	(新設)
(施行期日)	
この条例は平成30年4月1日から施行する。	

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	○川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
平成24年12月14日条例第80号	平成24年12月14日条例第80号
目次	目次
第1章 総則（第1条～第3条）	第1章 総則（第1条～第3条）
第2章 人員に関する基準（第4条）	第2章 人員に関する基準（第4条）
第3章 設備に関する基準（第5条～第7条）	第3章 設備に関する基準（第5条～第7条）
第4章 運営に関する基準（第8条～第41条）	第4章 運営に関する基準（第8条～第41条）
第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1節 この章の趣旨及び基本方針（第42条・第43条）	第1節 この章の趣旨及び基本方針（第42条・第43条）
第2節 設備に関する基準（第44条～第46条）	第2節 設備に関する基準（第44条～第46条）
第3節 運営に関する基準（第47条～第55条）	第3節 運営に関する基準（第47条～第55条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
第2章 人員に関する基準	第2章 人員に関する基準
第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
（1） 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる員数以上	（1） 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる員数以上
（2） 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上	（2） 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
（3） 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上	（3） 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
（4） 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当な員数	（4） 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当な員数
（5） 介護支援専門員 1人以上とし、療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100人を超える場合にあっては、当該患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。	（5） 介護支援専門員 1人以上とし、療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100人を超える場合にあっては、当該患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。
2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員	2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員

改正後	改正前
数は、次のとおりとする。	数は、次のとおりとする。
(1) 医師 常勤換算方法で、1人以上	(1) 医師 常勤換算方法で、1人以上
(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上	(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
(3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上	(3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
(4) 介護支援専門員 1人以上	(4) 介護支援専門員 1人以上
3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる員数以上	(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる員数以上
(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員	(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上	ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上
イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人以上	イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人以上
(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上	(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
(4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1人以上	(4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1人以上
(5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1人以上	(5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1人以上
(6) 介護支援専門員 1人以上とし、老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100人を超える場合にあつては、当該患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。	(6) 介護支援専門員 1人以上とし、老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100人を超える場合にあつては、当該患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。
4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。	4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。
5 第1項から第3項までの「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	5 第1項から第3項までの「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100人又はその端数を増すごとに1人とする。	6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100人又はその端数を増すごとに1人とする。
7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユ	7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユ

改正後	改正前
ット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	ット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。	8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。
9 第3項第1号の医師のうち、1人以上は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。	9 第3項第1号の医師のうち、1人以上は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。
10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。	10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。
第4章 運営に関する基準	第4章 運営に関する基準
(指定介護療養施設サービスの取扱方針)	(指定介護療養施設サービスの取扱方針)
第17条 指定介護療養型医療施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。	第17条 指定介護療養型医療施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。
2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。	3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
4 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	4 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
5 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
7 指定介護療養型医療施設の開設者は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	6 指定介護療養型医療施設の開設者は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第3節 運営に関する基準	第3節 運営に関する基準
(指定介護療養施設サービスの取扱方針)	(指定介護療養施設サービスの取扱方針)
第48条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習	第48条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活

改正後	改正前
慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
8 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	(新設)
9 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	8 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
附 則	附 則
9 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までの間は、第4条第1項第2号中「6人」とあるのは「8人」と、同項第3号中「6人」とあるのは「4人」とする。	9 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までの間は、第4条第1項第2号中「6人」とあるのは「8人」と、同項第3号中「6人」とあるのは「4人」とする。
10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設において老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員の員数は、平成36年3月31日までの間は、第4条第3項第2号の規定にかかわらず、常勤換算方法（看護職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の看護職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の看護職員の員数に換算する方法をいう。）で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数（前年度の平均値とする。）が5人又はその端数を増すごとに1人以上とする。	10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設において老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員の員数は、平成30年3月31日までの間は、第4条第3項第2号の規定にかかわらず、常勤換算方法（看護職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の看護職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の看護職員の員数に換算する方法をいう。）で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数（前年度の平均値とする。）が5人又はその端数を増すごとに1人以上とする。
11 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成36年3月31日ま	11 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月

改正後	改正前
<p>での間は、第5条第2項第3号及び第44条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p>	<p>31日までの間は、第5条第2項第3号及び第44条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p>
<p>12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成36年3月31日までの間は、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院にあつては、2.1メートル）」とあるのは「1.6メートル」とする。</p>	<p>12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院にあつては、2.1メートル）」とあるのは「1.6メートル」とする。</p>
<p><u>附則</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>この条例は平成30年4月1日から施行する。</u></p>	

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	○川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
平成24年12月14日条例第83号	平成24年12月14日条例第83号
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 削除	第2章 削除
第3章 介護予防訪問入浴介護	第3章 介護予防訪問入浴介護
第1節 基本方針（第48条）	第1節 基本方針（第48条）
第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）	第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）
第3節 設備に関する基準（第51条）	第3節 設備に関する基準（第51条）
第4節 運営に関する基準（第51条の2～第57条）	第4節 運営に関する基準（第51条の2～第57条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第58条・第59条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第58条・第59条）
第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第60条～第63条）	第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第60条～第63条）
第4章 介護予防訪問看護	第4章 介護予防訪問看護
第1節 基本方針（第64条）	第1節 基本方針（第64条）
第2節 人員に関する基準（第65条・第66条）	第2節 人員に関する基準（第65条・第66条）
第3節 設備に関する基準（第67条）	第3節 設備に関する基準（第67条）
第4節 運営に関する基準（第68条～第75条）	第4節 運営に関する基準（第68条～第75条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第76条～第78条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第76条～第78条）
第5章 介護予防訪問リハビリテーション	第5章 介護予防訪問リハビリテーション
第1節 基本方針（第79条）	第1節 基本方針（第79条）
第2節 人員に関する基準（第80条）	第2節 人員に関する基準（第80条）
第3節 設備に関する基準（第81条）	第3節 設備に関する基準（第81条）
第4節 運営に関する基準（第82条～第85条）	第4節 運営に関する基準（第82条～第85条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第86条・第87条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第86条・第87条）
第6章 介護予防居宅療養管理指導	第6章 介護予防居宅療養管理指導
第1節 基本方針（第88条）	第1節 基本方針（第88条）
第2節 人員に関する基準（第89条）	第2節 人員に関する基準（第89条）
第3節 設備に関する基準（第90条）	第3節 設備に関する基準（第90条）
第4節 運営に関する基準（第91条～第94条）	第4節 運営に関する基準（第91条～第94条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第95条・第96条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第95条・第96条）
第7章 削除	第7章 削除

改正後	改正前
第8章 介護予防通所リハビリテーション	第8章 介護予防通所リハビリテーション
第1節 基本方針（第118条）	第1節 基本方針（第118条）
第2節 人員に関する基準（第119条）	第2節 人員に関する基準（第119条）
第3節 設備に関する基準（第120条）	第3節 設備に関する基準（第120条）
第4節 運営に関する基準（第120条の2～第126条）	第4節 運営に関する基準（第120条の2～第126条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第127条～第130条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第127条～第130条）
第9章 介護予防短期入所生活介護	第9章 介護予防短期入所生活介護
第1節 基本方針（第131条）	第1節 基本方針（第131条）
第2節 人員に関する基準（第132条・第133条）	第2節 人員に関する基準（第132条・第133条）
第3節 設備に関する基準（第134条・第135条）	第3節 設備に関する基準（第134条・第135条）
第4節 運営に関する基準（第136条～第145条）	第4節 運営に関する基準（第136条～第145条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第146条～第153条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第146条～第153条）
第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第154条・第155条）	第1款 この節の趣旨及び基本方針（第154条・第155条）
第2款 設備に関する基準（第156条・第157条）	第2款 設備に関する基準（第156条・第157条）
第3款 運営に関する基準（第158条～第162条）	第3款 運営に関する基準（第158条～第162条）
第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第163条～第167条）	第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第163条～第167条）
<u>第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第167条の2・第167条の3）</u>	<u>（新設）</u>
第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第168条～第174条）	第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第168条～第174条）
第10章 介護予防短期入所療養介護	第10章 介護予防短期入所療養介護
第1節 基本方針（第175条）	第1節 基本方針（第175条）
第2節 人員に関する基準（第176条）	第2節 人員に関する基準（第176条）
第3節 設備に関する基準（第177条）	第3節 設備に関する基準（第177条）
第4節 運営に関する基準（第178条～第184条）	第4節 運営に関する基準（第178条～第184条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第185条～第191条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第185条～第191条）
第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第192条・第193条）	第1款 この節の趣旨及び基本方針（第192条・第193条）
第2款 設備に関する基準（第194条）	第2款 設備に関する基準（第194条）
第3款 運営に関する基準（第195条～第199条）	第3款 運営に関する基準（第195条～第199条）
第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第200条～第204条）	第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第200条～第204条）
第11章 介護予防特定施設入居者生活介護	第11章 介護予防特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針（第205条）	第1節 基本方針（第205条）

改正後	改正前
第2節 人員に関する基準（第206条・第207条）	第2節 人員に関する基準（第206条・第207条）
第3節 設備に関する基準（第208条）	第3節 設備に関する基準（第208条）
第4節 運営に関する基準（第209条～第220条）	第4節 運営に関する基準（第209条～第220条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第221条～第227条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第221条～第227条）
第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第228条・第229条）	第1款 この節の趣旨及び基本方針（第228条・第229条）
第2款 人員に関する基準（第230条・第231条）	第2款 人員に関する基準（第230条・第231条）
第3款 設備に関する基準（第232条）	第3款 設備に関する基準（第232条）
第4款 運営に関する基準（第233条～第237条）	第4款 運営に関する基準（第233条～第237条）
第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第238条・第239条）	第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第238条・第239条）
第12章 介護予防福祉用具貸与	第12章 介護予防福祉用具貸与
第1節 基本方針（第240条）	第1節 基本方針（第240条）
第2節 人員に関する基準（第241条・第242条）	第2節 人員に関する基準（第241条・第242条）
第3節 設備に関する基準（第243条）	第3節 設備に関する基準（第243条）
第4節 運営に関する基準（第244条～第251条）	第4節 運営に関する基準（第244条～第251条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第252条～第254条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第252条～第254条）
第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第255条・第256条）	第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第255条・第256条）
第13章 特定介護予防福祉用具販売	第13章 特定介護予防福祉用具販売
第1節 基本方針（第257条）	第1節 基本方針（第257条）
第2節 人員に関する基準（第258条・第259条）	第2節 人員に関する基準（第258条・第259条）
第3節 設備に関する基準（第260条）	第3節 設備に関する基準（第260条）
第4節 運営に関する基準（第261条～第265条）	第4節 運営に関する基準（第261条～第265条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第266条～第268条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第266条～第268条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、 第115条の2の2第1項各号 並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。	第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。
（用語の意義及び字句の意味）	（用語の意義及び字句の意味）
第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。	第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。
（1） 介護予防サービス事業者 介護予防サービス事業を行う者をいう。	（1） 介護予防サービス事業者 介護予防サービス事業を行う者をいう。

改正後	改正前
(2) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	(2) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
(3) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額)をいう。	(3) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額)をいう。
(4) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。	(4) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
(5) <u>共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。</u>	(新設)
(6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	(5) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
第5章 介護予防訪問リハビリテーション	第5章 介護予防訪問リハビリテーション
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
第80条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。	第80条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)1人以上を置かなければならない。
(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の員数	
(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上	
2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。	(新設)
3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。	第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。
2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第82条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第82条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

改正後	改正前
第6章 介護予防居宅療養管理指導	第6章 介護予防居宅療養管理指導
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第88条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	第88条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、 <u>看護職員</u> （ <u>歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。</u> 以下この章において同じ。）、 <u>歯科衛生士</u> （ <u>歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。</u> 以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
第89条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。	第89条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。
(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所	(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
ア 医師又は歯科医師 1人以上	ア 医師又は歯科医師 1人以上
イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当な員数	イ <u>薬剤師、看護職員</u> 、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当な員数
(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 1人以上の薬剤師	(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 1人以上の薬剤師
<u>(削除)</u>	(3) <u>指定訪問看護ステーション等</u> （指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）又は指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 1人以上の看護職員
2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。	第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、 <u>薬局又は指定訪問看護ステーション等</u> であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。
2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第92条第1項に規定する設備に関する基準を	2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第92条第1項に規定する設備に関する基準を

改正後	改正前
みたすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	みたすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(運営規程)	(運営規程)
第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1) 事業の目的及び運営の方針	(1) 事業の目的及び運営の方針
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
(3) 営業日及び営業時間	(3) 営業日及び営業時間
(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額	(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
(5) 通常の事業の実施地域	(新設)
(6) 個人情報の管理の方法	(5) 個人情報の管理の方法
(7) 苦情への対応方法	(6) 苦情への対応方法
(8) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(7) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
(9) その他事業の運営に関する重要事項	(8) その他事業の運営に関する重要事項
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)	(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。	(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。
(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。	(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。
(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。	(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、当該介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、当該介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うものとする。	(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、当該介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、当該介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うものとする。
(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。	(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
(6) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合における介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、その内容を記載した文書を交付して行わなければならない。	(6) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合における介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、その内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

改正後	改正前
(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。	(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。
2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。	(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。
(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。	(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。
(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。	(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。	(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
(削除)	3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
	(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うものとする。
	(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。
	(3) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告するものとする。
第8章 介護予防通所リハビリテーション	第8章 介護予防通所リハビリテーション
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第120条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。	第120条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。
2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。	2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。
3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第138条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。	3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第138条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第9章 介護予防短期入所生活介護	第9章 介護予防短期入所生活介護

改正後	改正前
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第132条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第142条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。	第132条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第142条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。
(1) 医師 1人以上	(1) 医師 1人以上
(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上
(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上	(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上
(4) 栄養士 1人以上	(4) 栄養士 1人以上
(5) 機能訓練指導員 1人以上	(5) 機能訓練指導員 1人以上
(6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数	(6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数
2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。	2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。
3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。	3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この節及び次節において「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防	4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するもの

改正後	改正前
短期入所生活介護従業者を確保するものとする。	とする。
5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。	5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。
6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。	6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。	7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第7節 共生型介護予防サービスに関する基準 (共生型介護予防短期入所生活介護の基準)	(新設)
第167条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第69号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	(新設)
(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。	
(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる員数以上であること。	
(3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
(準用)	
第167条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第123条の2、第123条の4、第131条及び第133条並びに第4節(第145条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第141条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。))」と、第123条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第1項及び第140条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	(新設)

改正後	改正前
第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準	第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準
第10章 介護予防短期入所療養介護	第10章 介護予防短期入所療養介護
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
第176条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	第176条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。
(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第182条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。	(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第182条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。
(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。	(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。
(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。	(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。
(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。	(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の	(新設)

改正後	改正前
員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。	
2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。	第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第79号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。	(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第79号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。
(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第80号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。	(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第80号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。
(3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。	(3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。
(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。	(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。	ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
イ 浴室を有すること。	イ 食堂及び浴室を有すること。
ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。	ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年川崎市条例第 号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第194条及び第198条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。	(新設)
2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。	2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第191条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。	3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第191条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(対象者)	(対象者)

改正後	改正前
<p>第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p>	<p>第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p>
(定員の遵守)	(定員の遵守)
<p>第182条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第182条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
<p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数</p>	<p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数</p>
<p>(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数</p>	<p>(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数</p>
<p>(3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数</p>	<p>(3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数</p>
<p>(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数</p>	<p>(新設)</p>
<p>第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>
<p>第2款 設備に関する基準</p>	<p>第2款 設備に関する基準</p>
<p>第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</p>	<p>(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</p>
<p>(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。</p>	<p>(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。</p>
<p>(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。</p>	<p>(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。</p>
<p>(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する</p>	<p>(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する</p>

改正後	改正前
診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。	診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。	(新設)
2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第3款 運営に関する基準	第3款 運営に関する基準
(定員の遵守)	(定員の遵守)
第198条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第198条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数	(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数	(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数	(新設)
第11章 介護予防特定施設入居者生活介護	第11章 介護予防特定施設入居者生活介護
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第206条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。	第206条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上
(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員	(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員
ア 看護職員及び介護職員の合計員数は、常勤換算方法で、利用者の数が10人又はその端数を増すごと	ア 看護職員及び介護職員の合計員数は、常勤換算方法で、利用者の数が10人又はその端数を増すごと

改正後	改正前
に1人以上であること。	に1人以上であること。
イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。	イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
(ア) 利用者の数が30人以下の指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上	(ア) 利用者の数が30人以下の指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上
(イ) 利用者の数が30人を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上	(イ) 利用者の数が30人を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上
ウ 常に1人以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。	ウ 常に1人以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
(3) 機能訓練指導員 1人以上	(3) 機能訓練指導員 1人以上
(4) 計画作成担当者 1人以上とし、利用者の数が100人を超える場合にあっては、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。	(4) 計画作成担当者 1人以上とし、利用者の数が100人を超える場合にあっては、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。
2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第217条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。	2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第217条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。
(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100人又はその端数を増すごとに1人以上
(2) 看護職員又は介護職員	(2) 看護職員又は介護職員
ア 看護職員及び介護職員の合計員数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること。	ア 看護職員及び介護職員の合計員数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること。
イ 看護職員の員数は次のとおりとすること。	イ 看護職員の員数は次のとおりとすること。
(ア) 総利用者数が30人以下の指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上	(ア) 総利用者数が30人以下の指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上
(イ) 総利用者数が30人を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に総利用者数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上	(イ) 総利用者数が30人を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に総利用者数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上
ウ 常に1人以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。	ウ 常に1人以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。
(3) 機能訓練指導員 1人以上	(3) 機能訓練指導員 1人以上
(4) 計画作成担当者 1人以上とし、総利用者数が100人を超える場合にあっては、総利用者数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。	(4) 計画作成担当者 1人以上とし、総利用者数が100人を超える場合にあっては、総利用者数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。
3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。	3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。	4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
5 第1項第2号の看護職員又は介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤としなければならない。	5 第1項第2号の看護職員又は介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤としなければならない。

改正後	改正前
6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。	6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（第2項に規定する場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。	7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（第2項に規定する場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
8 第2項第2号の看護職員又は介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。	8 第2項第2号の看護職員又は介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。
第4節 運営に関する基準 (身体的拘束等の禁止)	第4節 運営に関する基準 (身体的拘束等の禁止)
第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針	第1款 この節の趣旨及び基本方針
(趣旨)	(趣旨)
第228条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）を提供するものをいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこの節に定めるところによる。	第228条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）を提供するものをいう。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこの節に定めるところによる。

改正後	改正前
第12章 介護予防福祉用具貸与	第12章 介護予防福祉用具貸与
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)	(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)
第253条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第240条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第253条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第240条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、 <u>利用料</u> 、 <u>全国平均貸与価格等</u> に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る当該利用者の同意を得るものとする。	(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、 <u>利用料等</u> に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る当該利用者の同意を得るものとする。
(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。	(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
(3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。	(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
(5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。	(5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
(6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。	(6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。
(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。	(新設)
(介護予防福祉用具貸与計画の作成)	(介護予防福祉用具貸与計画の作成)
第254条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第268条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。	第254条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第268条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。
2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。	2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。	3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。	4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

改正後	改正前
5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。	5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。	6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。	7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。	8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。	1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)
12 この条例の施行の際現に存する基準省令附則第15条に規定する指定特定施設であつて、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所については、第208条第4項第1号ア及び第232条第4項第1号アの規定は適用しない。	12 この条例の施行の際現に存する基準省令附則第15条に規定する指定特定施設であつて、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所については、第208条第4項第1号ア及び第232条第4項第1号アの規定は適用しない。
13 第206条の規定にかかわらず、基準省令附則第19条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。	(新設)
(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。	
(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な員数	
14 第230条の規定にかかわらず、基準省令附則第20条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行つて外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な員数とする。	(新設)
15 第208条及び第232条の規定にかかわらず、基準省令附則第21条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	(新設)

改正後	改正前
<p>16 第39条第2項（第47条において準用する場合を含む。）、第56条第2項（第63条において準用する場合を含む。）、第74条第2項、第84条第2項、第93条第2項、第108条第2項（第117条において準用する場合を含む。）、第125条第2項、第144条第2項（第162条及び第174条において準用する場合を含む。）、第183条第2項（第199条において準用する場合を含む。）、第219条第2項、第236条第2項、第250条第2項（第256条において準用する場合を含む。）及び第264条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する記録から適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録（その完結の日から5年を経過していないものに限る。）にあっては、施行日からその完結の日以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。</p>	<p>13 第39条第2項（第47条において準用する場合を含む。）、第56条第2項（第63条において準用する場合を含む。）、第74条第2項、第84条第2項、第93条第2項、第108条第2項（第117条において準用する場合を含む。）、第125条第2項、第144条第2項（第162条及び第174条において準用する場合を含む。）、第183条第2項（第199条において準用する場合を含む。）、第219条第2項、第236条第2項、第250条第2項（第256条において準用する場合を含む。）及び第264条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する記録から適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録（その完結の日から5年を経過していないものに限る。）にあっては、施行日からその完結の日以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。</p>
<p>附 則</p>	<p>(新設)</p>
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第253条第1号の改正規定は、同年10月1日</p>	
<p>から施行する。</p>	
<p>(経過措置)</p>	
<p>2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正前の条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、同条例第88条から第90条まで及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。</p>	

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	○川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
平成24年12月14日条例第84号	平成24年12月14日条例第84号
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 介護予防認知症対応型通所介護	第2章 介護予防認知症対応型通所介護
第1節 基本方針（第5条）	第1節 基本方針（第5条）
第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準
第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第6条～第8条）	第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第6条～第8条）
第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第9条～第11条）	第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第9条～第11条）
第3節 運営に関する基準（第12条～第42条）	第3節 運営に関する基準（第12条～第42条）
第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第43条・第44条）	第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第43条・第44条）
第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護	第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護
第1節 基本方針（第45条）	第1節 基本方針（第45条）
第2節 人員に関する基準（第46条～第48条）	第2節 人員に関する基準（第46条～第48条）
第3節 設備に関する基準（第49条・第50条）	第3節 設備に関する基準（第49条・第50条）
第4節 運営に関する基準（第51条～第67条）	第4節 運営に関する基準（第51条～第67条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第68条～第71条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第68条～第71条）
第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護	第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護
第1節 基本方針（第72条）	第1節 基本方針（第72条）
第2節 人員に関する基準（第73条～第75条）	第2節 人員に関する基準（第73条～第75条）
第3節 設備に関する基準（第76条）	第3節 設備に関する基準（第76条）
第4節 運営に関する基準（第77条～第88条）	第4節 運営に関する基準（第77条～第88条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第89条～第92条）	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第89条～第92条）
附則	附則
第2章 介護予防認知症対応型通所介護	第2章 介護予防認知症対応型通所介護
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準

改正後	改正前
第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護	第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所をいう。以下この条において同じ。）において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。	第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所をいう。以下この条において同じ。）において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
(1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数	(1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数
(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数	(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数
(3) 機能訓練指導員 1人以上	(3) 機能訓練指導員 1人以上
2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。	2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。
3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができる。	3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができる。

改正後	改正前
<p>4 前3項の「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位」とは、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第8条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。</p>	<p>4 前3項の「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位」とは、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第8条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。</p>
<p>5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p>	<p>5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p>
<p>6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>
<p>第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (利用定員等)</p>	<p>第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (利用定員等)</p>
<p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p>	<p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p>
<p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規</p>	<p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規</p>

改正後	改正前
定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。)の運営(第46条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。	定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。)の運営(第46条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。
第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護	第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護
第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)	第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)
第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。)を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な員数以上とする。	第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。)を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な員数以上とする。
2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。	2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
3 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。	3 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。
4 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。	4 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

改正後				改正前			
5 宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。				5 宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。			
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。				6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。			
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員		当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指	看護師又は准看護師		当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通	看護師又は准看護師	

改正後			改正前		
	定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設			所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	
7	第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。		7	第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。	
8	第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。		8	第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	
9	第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。		9	第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。	
10	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（第69条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画をいう。第12項において同じ。）の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事させることができる。		10	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（第69条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画をいう。第12項において同じ。）の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事させることができる。	
11	前項の介護支援専門員は、基準省令第44条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。		11	前項の介護支援専門員は、基準省令第44条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	

改正後	改正前
<p>12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第69条において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p>	<p>12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第69条において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p>
<p>13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事させることができる。</p>	<p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事させることができる。</p>
<p>2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第194条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p>	<p>2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第194条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p>
<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者をいう。次条、第74条第2項及び第75条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者をいう。次条、第74条第2項及び第75条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>

改正後	改正前
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)	(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)
第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第4節 運営に関する基準 (協力医療機関等)	第4節 運営に関する基準 (協力医療機関等)
第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護	第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護
第2節 人員に関する基準 (管理者)	第2節 人員に関する基準 (管理者)
第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができる。	第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができる。
2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)	(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)
第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第4節 運営に関する基準 (身体的拘束等の禁止)	第4節 運営に関する基準 (身体的拘束等の禁止)

改正後	改正前
第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	(新設)
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	(新設)
(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 (協力医療機関等)	(新設) (協力医療機関等)
第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
附 則	(新設)
(施行期日)	
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。	

川崎市指定介護予防支援等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	○川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
平成25年12月24日条例第61号	平成25年12月24日条例第61号
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）	第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
第3章 運営に関する基準（第7条～第31条）	第3章 運営に関する基準（第7条～第31条）
第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条～第34条）	第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条～第34条）
第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）	第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（基本方針）	（基本方針）
第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。	第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。	2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。	3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。
4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携の確保に努めなければならない。	4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携の確保に努めなければならない。
第3章 運営に関する基準	第3章 運営に関する基準
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。	第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

改正後	改正前
2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。	(新設)
4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの	(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）	イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
5 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。	4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
7 指定介護予防支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	6 指定介護予防支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの	(1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式	(2) ファイルへの記録の方式
8 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

改正後	改正前
第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)	(指定介護予防支援の具体的取扱方針)
第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。	(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。
(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。	(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。	(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。	(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能、健康状態、置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。	(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能、健康状態、置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。
ア 運動及び移動	ア 運動及び移動
イ 家庭生活を含む日常生活	イ 家庭生活を含む日常生活
ウ 社会参加並びに対人関係及び意思疎通	ウ 社会参加並びに対人関係及び意思疎通
エ 健康管理	エ 健康管理
(7) 担当職員は、前号の規定による支援すべき総合的な課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	(7) 担当職員は、前号の規定による支援すべき総合的な課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき内容、その期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。	(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき内容、その期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

改正後	改正前
(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。	(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。	(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
(11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。	(11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問介護計画(川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。次号において同じ。)その他の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。	(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問介護計画(川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。次号において同じ。)その他の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。	(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。	(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口腔機能その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。	(新設)
(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。	(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。	(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者とは面接すること。	ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者とは面接すること。
イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護	イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護

改正後	改正前
予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者と面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。	予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者と面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。	ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。	(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合	ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合
イ 要支援認定を受けている利用者が法33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合	イ 要支援認定を受けている利用者が法33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。	(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。	(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
(20) 担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。	(20) 担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。	(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。	(新設)
(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。	(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。	(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要	(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要

改正後	改正前
性について検証をした上で、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。	性について検証をした上で、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。	(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った介護予防サービス計画を作成しなければならない。	(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った介護予防サービス計画を作成しなければならない。
(27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。	(27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。	(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。
附 則	(新設)
(施行期日)	
1 この条例平成30年4月1日から施行する。	

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	○川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
平成24年12月14日条例第77号	平成24年12月14日条例第77号
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 基本方針（第3条）	第2章 基本方針（第3条）
第3章 設備及び運営に関する基準（第4条～第34条）	第3章 設備及び運営に関する基準（第4条～第34条）
第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第35条～第40条）	第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第35条～第40条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
第3章 設備及び運営に関する基準	第3章 設備及び運営に関する基準
（職員配置の基準）	（職員配置の基準）
第12条 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。	第12条 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。
（1） 施設長 1人	（1） 施設長 1人
（2） 生活相談員 入所者の数が120人又はその端数を増すごとに1人以上	（2） 生活相談員 入所者の数が120人又はその端数を増すごとに1人以上
（3） 介護職員	（3） 介護職員
ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）第205条に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上	ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）第205条に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上
イ 一般入所者の数が30人を超えて80人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上	イ 一般入所者の数が30人を超えて80人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上

改正後	改正前
ウ 一般入所者の数が80人を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当な員数を加えた員数	ウ 一般入所者の数が80人を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当な員数を加えた員数
(4) 栄養士 1人以上	(4) 栄養士 1人以上
(5) 事務員 1人以上	(5) 事務員 1人以上
(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数	(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数
2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。	2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。
3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。	3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。	5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。	6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。
7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。	7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。	8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。
9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。	9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。
10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤の者でなければならない。	10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤の者でなければならない。
11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームの場合において、入所者に提供するサービスに支障がないときは、事務員を置かないことができる。	11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームの場合において、入所者に提供するサービスに支障がないときは、事務員を置かないことができる。
12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員その他の職員を置かないことができる。	12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員その他の職員を置かないことができる。

改正後	改正前
(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者	(1) 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者
(2) 診療所 その他の従業者	(2) 診療所 その他の従業者
13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。	13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。
(サービス提供の方針)	(サービス提供の方針)
第18条 軽費老人ホームの設置者は、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。	第18条 軽費老人ホームの設置者は、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。
2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
3 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。	3 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
4 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	4 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(新設)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
附則	(新設)
(施行期日)	
この条例は平成30年4月1日から施行する。	

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

旅館業法及び旅館業法施行令の一部改正に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めること等のため改正するもの

1 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）

- (1) 旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業へ統合され、規制が緩和された。
- (2) 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制が強化された。
- (3) 平成29年12月15日公布 この条例の関係部分は、公布の日及び平成30年6月15日から施行

2 旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

- (1) ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられたことから、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を設けることとされた。
- (2) 平成30年1月31日公布 同年6月15日から施行

3 条例改正の主な内容

- (1) 上記1（1）及び2（1）に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準について、改正前の旅館営業の施設の構造設備の基準を基本として定め、改正前はホテル営業の施設のみの構造設備の基準に限り定められていた宿泊定員数に応じた規模のロビー、食堂等の基準を設けないものとするもの
- (2) 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準について、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準と同様に、玄関帳場に代替する機能を有する設備として、厚生労働省令で定める基準に適合するものを認めることとするもの
- (3) 下宿営業の施設の構造設備の基準について、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準と同様に、最低客室数の基準を廃止するもの

4 施行期日

平成30年6月15日から施行。ただし、準備行為に関する規定については、公布の日から施行

5 その他

- (1) 上記1（1）に伴う規制緩和は、需要の拡大やニーズの多様化に対応する旅館業者の創意工夫を阻むことのないよう、民泊制度の創設に当たって、民泊サービス事業者との公平で健全な競争ができるような環境を整えるとともに、時代に応じた旅館業規制とするため見直しが行われたもの。
- (2) 上記1（2）に伴う規制強化は法律事項

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
パブリックコメント手続きに係る意見募集時の資料及び実施結果について

「旅館業法の一部を改正する法律」、「旅館業法施行令の一部を改正
する政令」及び「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」
に基づく川崎市旅館業法施行条例及び川崎市旅館業法施行細則
の一部改正について
—市民の皆様から御意見を募集します—

「旅館業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第84号。以下「新旅館業法」という。）が平成29年12月8日に成立し、同月15日に公布されました。新旅館業法の施行に伴う旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）及び旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）の改正については、平成29年12月22日から平成30年1月20日まで国において意見募集中です。その公布は平成30年1月下旬を予定しています。

新旅館業法では「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別を統合し、「旅館・ホテル営業」とすること等の改正が行われました。

旅館業法施行令及び旅館業法施行規則の改正にあわせて、「ホテル営業」及び「旅館営業」についてそれぞれ定められていた構造設備の基準をもとに「旅館・ホテル営業」の基準を設定すること等のため、川崎市旅館業法施行条例等の一部を改正するものです。

つきましては、上記の各基準等について、市民の皆様から御意見を募集します。

1 主な改正内容

- 「旅館・ホテル営業」の施設の構造設備の基準の設定
- 簡易宿所営業の施設の玄関帳場等に代替する機能を有する設備の基準の設定
- 下宿営業における最小室数の基準の削除
- その他上記以外の所要の改正

2 施行時期

平成30年6月15日（予定）

3 募集期間

平成30年1月17日（水）～2月9日（金）

※郵送の場合は当日消印有効です。

4 閲覧場所

- (1) 川崎市のホームページ「意見公募」のページ
- (2) 健康福祉局保健所生活衛生課（ソリッドスクエア西館12階）
- (3) 情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）
- (4) 各区役所（市政資料コーナー、衛生課）

5 意見提出方法

次のいずれかの方法により、「題名」「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記の上、御意見をお寄せください。

（１）電子メール

川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従って御提出ください。

（２）郵送、FAX又は持参

下記の提出先に郵送、FAX又は持参ください。なお、郵送の場合は締切日当日の消印まで有効です。また、持参の場合は土日祝日を除く８時３０分から１２時、１３時から１７時１５分までにお越しください。

【郵送先】

健康福祉局保健所生活衛生課
〒２１０－８５７７ 川崎区宮本町１番地

【FAX】

０４４－２００－３９２７（生活衛生課FAX）

【持参先】

健康福祉局保健所生活衛生課
幸区堀川町５８０番地ソリッドスクエア西館１２階

6 意見の締め切り

平成３０年２月９日（金）（郵送は、当日消印有効）
ただし、持参の場合には、２月９日（金）の１７時１５分までとします。

7 注意事項

- （１）お寄せいただきました御意見について、個別に回答はいたしません。御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせてホームページ上及び上記の資料配布場所にて公表します。
- （２）電話や口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
- （３）記載いただきました個人情報、提出された御意見を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

8 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課
郵送先 〒２１０－８５７７ 川崎区宮本町１番地
持参先 幸区堀川町５８０番地ソリッドスクエア西館１２階
（８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５土日祝日を除く）
※郵送先と持参先の住所が異なりますので御注意ください。
電話：０４４－２００－２４４８（８：３０～１７：１５土日祝日を除く）
FAX：０４４－２００－３９２７

川崎市旅館業法施行条例等一部改正の内容について

1 旅館業法等の一部改正

○旅館業法等の一部を改正する法律

平成 29 年 12 月 15 日公布

平成 29 年 12 月 15 日（事前申請・許可手続施行済）

公布の日から一年を超えない範囲内の政令で定める日から施行

○旅館業法施行令・同施行規則の一部改正

※国におけるパブリックコメント実施期間

平成 29 年 12 月 22 日～平成 30 年 1 月 20 日（実施中）

平成 30 年 1 月下旬公布（見込）

平成 30 年 6 月 15 日施行（見込）

2 【新】旅館・ホテル営業の基準

○旅館・ホテル営業の設定（法律）

旧種別	新種別
ホテル営業	旅館・ホテル営業
旅館営業	
簡易宿所営業	簡易宿所営業
下宿営業	下宿営業

○旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準の設定（政令・条例）

ホテル営業の施設の構造設備の基準を削除し、旅館営業の施設の構造設備の基準を主に新しい種別である旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準とする

3 【新】玄関帳場代替設備の基準

○玄関帳場に代替する機能を有する設備の基準の設定

※旅館・ホテル営業（政令）、簡易宿所営業（条例）に共通の基準

玄関帳場 (フロント)	玄関帳場に 類する設備 (管理人室・管理棟)	+	玄関帳場に代替する 機能を有する設備 (※顔認証)
----------------	------------------------------	---	---------------------------------

※顔認証等による本人確認等に加えて、緊急時（事故発生時等）における迅速な対応を可能とする設備が必要

○緊急時（事故発生時等）における迅速な対応の例示

火災発生時	初期消火・避難誘導
宿泊者等の体調異常	AED等による救命活動
不審者侵入時	警察等への通報
停電・異常気象時	宿泊者等の安全確保

「旅館業法の一部を改正する法律」、「旅館業法施行令の一部を改正する政令」及び「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」に基づく川崎市旅館業法施行条例及び川崎市旅館業法施行細則の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について

1 概要

「旅館業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第84号。以下「新旅館業法」という。）が平成29年12月8日に成立し、同月15日に公布されました。新旅館業法の施行に伴う旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）及び旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）の改正については、平成29年12月22日から平成30年1月20日まで国において意見募集の実施後、「旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成30年政令第20号）及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成30年政令第21号）並びに「旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第9号）が平成30年1月31日に公布されました。

新旅館業法では「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別を統合し、「旅館・ホテル営業」とすること等の改正が行われました。旅館業法施行令及び旅館業法施行規則の改正にあわせて、「ホテル営業」及び「旅館営業」についてそれぞれ定められていた構造設備の基準をもとに「旅館・ホテル営業」の基準を設定すること等のため、川崎市旅館業法施行条例等の一部を改正するものです。上記の各基準等について、市民の皆様から御意見を募集しました。その結果、4通（意見総数13件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及びそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

募集期間	平成30年1月17日から平成30年2月9日まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー・衛生課）
結果の公表方法	市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー・衛生課）

3 結果の概要

意見提出数（意見数）	4通（13件）
電子メール	2通（5件）
FAX	1通（5件）
郵送	0通（0件）
持参	1通（3件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続きの実施の結果、主な改正内容に反映された御意見、要望が寄せられました。川崎市旅館業法施行条例及び川崎市旅館業法施行細則の一部改正につきましては、御意見を参考にして、主な改正内容に沿って条例手続きを進めます。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、条例の制定等に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が「主な改正内容」に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C：施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの
- D：住宅宿泊事業法に関連すること
- E：今回の「主な改正内容」と関連しないもの

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
玄関帳場の代替機能に関すること	0	1	0	0	0	1
罰則の強化に関すること	0	0	3	0	0	3
住宅宿泊事業法に関連すること	0	0	0	8	0	8
情報共有や情報公開に関すること	0	0	1	0	0	1
合計	0	1	4	8	0	13

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

【玄関帳場の代替機能に関する御意見】

番号	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
1	新玄関帳場の代替設備の基準では、緊急時の迅速な対応の例示があるが、適切な避難誘導、初期消火等を迅速に行うことは難しい。従来の旅業法が守ってきた基準を下げ、宿泊者の安心と安全を確保できるのか。	1件	緊急時に適切に対応できる体制を実質的に確保できるかどうかという観点から玄関帳場、代替設備については、旅館業の施設に備えることを規定しています。今後も個別に慎重に判断してまいります。	B

【罰則の強化に関する御意見】

番号	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
2	罰則を強化しないのか。違法民泊が見逃される可	3件	罰則の強化に関しては、旅館業法において改正されました。無許可	C

	能性を排除すべきである。違法民泊の取り締まりを徹底してほしい。旅館業法違反を厳格に処罰されたい。		営業者に対する報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置が講じられ、罰金の上限額が引き上げられました。今後も市内の監視指導を徹底してまいります。	
--	--	--	--	--

【住宅宿泊事業法に関する御意見】

番号	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
3	川崎市において宿泊施設は供給過多であり、宿泊施設不足していない。法律の必要性を感じない。	3件	住宅宿泊事業法施行の目的は、訪日外国人が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応するとともに、民泊事業により生じる公衆衛生の確保や地域住民等のトラブル防止、無許可での旅館業を営む違法民泊への対応をするものです。	D
4	住宅宿泊事業法の施行にともない条例等で、規制の強化を図るべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・区域、日数の規制、厳格な管理監督 ・学校、保育所などの概ね100m以内の実施規制 ・地域住民や事業者を含めた説明会を開催したうえでの条例制定やルール作り ・宿泊者名簿の厳格化 	4件	住宅宿泊事業法には、営業の届出のほか、衛生の確保や騒音防止、苦情への対応、宿泊名簿の作成・備え付け等、事業者に対する責務が明記されており、さらには住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）において、それぞれの規定の解釈等が国より通知されていますので、住宅宿泊事業による様々な課題については、関係機関等と連携を図りながら、こうした法令及びガイドライン等に基づき、指導・監督、業務改善命令等を行い、市内の生活環境の保全や地域の安全・安心の確保を図ります。 なお、条例制定等による、区域や営業日数等の規制については、今後の民泊事業の状況を踏まえて検討します。	D
5	火災予防等、ゴミ集積等の情報を的確に住宅宿泊	1件	住宅宿泊事業により生じる火災予防やゴミ集積等の課題について	D

	事業法における民泊事業者に行えるようにしてほしい。		は、関係機関等と連携を図りながら、住宅宿泊事業法のほか、それぞれの法令等に基づき、適切に指導・監督等を行います。	
--	---------------------------	--	--	--

【情報共有や情報公開に関する御意見】

番号	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
6	市民や事業者に対して情報を事前に公開しないことが理解できない。それでは、情報共有できない。	1件	情報共有に関しては公平・平等に行われるように慎重に対応しています。今後も、周知徹底に努めてまいります。	C

6 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

電話：044-200-2448 FAX：044-200-3927

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市旅館業法施行条例 平成15年3月18日条例第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)<u>第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定による旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(宿泊拒否の事由)</p> <p>第5条 法第5条第3号の規定による条例で定める宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者(他の宿泊者がいない場合にあつては、営業者。次号において同じ。)に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第6条 政令第1条第1項第8号の規定による<u>旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p>	<p>○川崎市旅館業法施行条例 平成15年3月18日条例第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)<u>第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号の規定による旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(宿泊拒否の事由)</p> <p>第5条 法第5条第3号の規定による条例で定める宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第6条 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(旅館営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第7条 政令第1条第2項第10号の規定による<u>旅館営業の施設の構造設備の基準は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p>

改正後	改正前
<p>第7条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p>	<p>第8条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、<u>別表第4</u>のとおりとする。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p>
<p>第8条 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、<u>別表第4</u>のとおりとする。</p> <p>(構造設備の基準の特例)</p>	<p>第9条 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、<u>別表第5</u>のとおりとする。</p> <p>(構造設備の基準の特例)</p>
<p>第9条 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)</p> <p>第5条第1項第1号から第4号までに掲げる施設については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、<u>別表第2第4項及び第5項並びに別表第3第4項から第6項まで及び第7項第4号</u>の基準は、適用しない。</p> <p>(2) 省令第5条第1項第4号に掲げる施設については、<u>別表第3第7項第4号</u>の基準は、適用しない。</p> <p>2 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によって<u>別表第2第7項及び別表第3第9項</u>の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>第10条 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)</p> <p>第5条第1項第1号から第4号までに掲げる施設については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、<u>別表第2第7項及び第8項、別表第3第4項及び第5項並びに別表第4第4項から第6項まで及び第7項第4号</u>の基準は、適用しない。</p> <p>(2) 省令第5条第1項第4号に掲げる施設については、<u>別表第4第7項第4号</u>の基準は、適用しない。</p> <p>2 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によって<u>別表第2第10項、別表第3第7項及び別表第4第9項</u>の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p>(委任)</p>
<p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

改正後	改正前
<p>別表第1（第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅館業の施設の内外は、1日1回以上清掃するとともに、必要に応じて消毒を行う等衛生上支障がないようにすること。 2 各客室の宿泊定員数は、次の基準によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>旅館・ホテル営業の施設にあつては、3.3平方メートルにつき1人（寝台を置く客室にあつては、4平方メートルにつき1人）とすること。ただし、省令第5条第1項に掲げる施設にあつては、1.65平方メートルにつき1人とすること。</u> (2) 簡易宿所営業の施設にあつては、1.65平方メートルにつき1人とすること。この場合において、階層式のものにあつては、各層の有効面積を基礎として算出すること。 (3) 下宿営業の施設にあつては、3.3平方メートルにつき1人とすること。 3 客室にくず箱を備え、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置くこと。 4 寝具類は、常に清潔にし、しばしば消毒を行い、敷布、浴衣、枕カバー等の布片類は、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）1人ごとに洗濯したものと取り替えること。 5 洗面用水に水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用すること。 6 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。 7 <u>旅館業の施設</u>で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。 8 浴室等の管理は、次の基準によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。 	<p>別表第1（第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>営業施設</u>の内外は、1日1回以上清掃するとともに、必要に応じて消毒を行う等衛生上支障がないようにすること。 2 各客室の宿泊定員数は、次の基準によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>ホテル営業の施設及び旅館営業の施設にあつては、洋式の構造設備による客室（以下「洋室」という。）は4平方メートルにつき1人、和式の構造設備による客室（以下「和室」という。）は3.3平方メートルにつき1人とすること。ただし、省令第5条第1項に掲げる施設にあつては、洋室又は和室のいずれにおいても1.65平方メートルにつき1人とすること。</u> (2) 簡易宿所営業の施設にあつては、1.65平方メートルにつき1人とすること。この場合において、階層式のものにあつては、各層の有効面積を基礎として算出すること。 (3) 下宿営業の施設にあつては、3.3平方メートルにつき1人とすること。 3 客室にくず箱を備え、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置くこと。 4 寝具類は、常に清潔にし、しばしば消毒を行い、敷布、浴衣、枕カバー等の布片類は、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）1人ごとに洗濯したものと取り替えること。 5 洗面用水に水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用すること。 6 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。 7 <u>営業施設</u>で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。 8 浴室等の管理は、次の基準によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

改正後	改正前
<p>以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上り用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上り用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。</p> <p>(2) 原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水が水道水以外の場合は、施設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水は1年に2回以上、原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(4) 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより適切にあふれさせ、清浄に保つようにすること。</p> <p>(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「ろ過器等」という。)内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。</p> <p>(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素</p>	<p>以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上り用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上り用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。</p> <p>(2) 原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水が水道水以外の場合は、施設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水は1年に2回以上、原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(4) 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより適切にあふれさせ、清浄に保つようにすること。</p> <p>(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「ろ過器等」という。)内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。</p> <p>(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素</p>

改正後	改正前
<p>系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。</p> <p>(9) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。</p> <p>(10) 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。</p> <p>(11) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(12) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。この場合において、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している浴槽については、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生装置等の使用を中止すること。</p> <p>(13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃すること。</p> <p>(14) 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。</p> <p>(15) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。</p> <p>(16) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容につ</p>	<p>系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。</p> <p>(9) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。</p> <p>(10) 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。</p> <p>(11) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(12) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。この場合において、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している浴槽については、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生装置等の使用を中止すること。</p> <p>(13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃すること。</p> <p>(14) 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。</p> <p>(15) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。</p> <p>(16) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容につ</p>

改正後	改正前
<p>いて従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。</p> <p>(17) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素濃度の測定記録は、<u>検査及び測定</u>の日の翌日から起算して3年間保管すること。</p> <p>(18) 営業者は、第2号及び第3号の規定により水質検査を行ったときは、その結果について、速やかに市長に報告すること。ただし、当該水質検査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに市長に届け出て、適切な措置を講ずること。</p> <p>9 基準の適用除外</p> <p>前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項第3号（浴槽水に係る部分に限る。）、第4号から第7号まで及び第9号から第15号までに掲げる基準は、適用しない。</p>	<p>いて従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。</p> <p>(17) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素の検査記録は、<u>検査</u>の日の翌日から起算して3年間保管すること。</p> <p>(18) 営業者は、第2号及び第3号の規定により水質検査を行ったときは、その結果について、速やかに市長に報告すること。ただし、当該水質検査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに市長に届け出て、適切な措置を講ずること。</p> <p>9 基準の適用除外</p> <p>前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項第3号（浴槽水に係る部分に限る。）、第4号から第7号まで及び第9号から第15号までに掲げる基準は、適用しない。</p>
	<p><u>別表第2（第6条関係）</u></p> <p>1 <u>外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。</u></p> <p>2 <u>施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、玩具その他の物品が備え付けられていないこと。</u></p> <p>3 <u>宿泊者等が営業時間中自由に出入りすることができる玄関を有すること。</u></p> <p>4 <u>フロントに接続する宿泊定員数に応じた規模のロビーを有すること。</u></p> <p>5 <u>椅子及びテーブルを設けた宿泊定員数に応じた規模の食堂を有すること。</u></p> <p>6 <u>施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。</u></p> <p>7 <u>駐車施設（自動車の駐車のために供するための建築物又は区画をいう。以下同じ。）からフロントを通らず、直接個々の客室に出入りすること</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>ができる構造でないこと。</u></p> <p>8 <u>フロントは、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>(1) <u>宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。</u></p> <p>(2) <u>受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により遮蔽されていないこと。</u></p> <p>9 <u>客室は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>(1) <u>出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。</u></p> <p>(2) <u>採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。</u></p> <p>(3) <u>換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。</u></p> <p>(4) <u>冷水及び温湯の供給ができる洗面設備を有すること。</u></p> <p>(5) <u>宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管することができる設備を有すること。</u></p> <p>(6) <u>和室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、見通すことのできない構造設備であること。</u></p> <p>10 <u>入浴設備は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>(1) <u>入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の入浴設備にあつては、男女を区別していること。</u></p> <p>(2) <u>浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構造であること。</u></p> <p>(3) <u>共同用の入浴設備にあつては、流し場に適当な数の湯栓及び水栓を設けること。</u></p> <p>(4) <u>換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。</u></p>

改正後	改正前
	<p>(5) 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあつては、衣類その他の携帯品を入浴者ごとに保管できる設備を有すること。</p> <p>(6) 貯湯槽を設置する場合にあつては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備が備えられていること。</p> <p>(7) ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。</p> <p>(8) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けるとともに、浴槽水が支障なく循環するよう補給口と吸込口を十分に離して配置すること。</p> <p>(9) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前の部分に設けること。</p> <p>(10) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。</p> <p>(11) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用する構造でないこと。</p> <p>(12) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあつては、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。</p> <p>(13) 屋外に浴槽を設ける場合にあつては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混合しない構造であること。</p> <p>11 便所は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 調理場に接続して設けられていないこと。</p> <p>(2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備を有する</p>

改正後	改正前
<p>別表第2（第6条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁、屋根、広告物その他施設の外觀は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。 2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、玩具その他の物品が備え付けられていないこと。 3 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。 4 <u>駐車施設（自動車の駐車のために供するための建築物又は区画をいう。以下同じ。）から玄関帳場等（宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場（以下「玄関帳場」という。）その他当該者の確認を適切に行うための設備として省令第4条の3に定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）</u>を通らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造でないこと。 5 <u>玄関帳場等は、次の要件を満たすものであること。</u> <ol style="list-style-type: none"> （1） 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。 （2） <u>玄関帳場に設ける受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により遮蔽されていないこと。</u> 6 客室は、次の要件を満たすものであること。 <ol style="list-style-type: none"> （1） 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であるこ 	<p>こと。</p> <ol style="list-style-type: none"> （3） <u>流水式手洗設備を有すること。</u> （4） <u>換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。</u> （5） <u>便所が設けられていない客室を有する階には、適当な数の共同用の便所を有すること。</u> （6） <u>共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の宿泊定員数に応じたものであること。</u> <p>別表第3（第7条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁、屋根、広告物その他施設の外觀は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。 2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、玩具その他の物品が備え付けられていないこと。 3 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。 4 <u>駐車施設から玄関帳場</u>を通らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造でないこと。 5 <u>玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。</u> <ol style="list-style-type: none"> （1） 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。 （2） <u>受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により遮蔽されていないこと。</u> 6 客室は、次の要件を満たすものであること。 <ol style="list-style-type: none"> （1） 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であるこ

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>(2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。</p> <p>と。</p> <p>(3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。</p> <p>(4) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管することができる設備を有すること。</p> <p>(5) 他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、見通すことのできない構造設備であること。</p> <p>7 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の入浴設備にあつては、男女を区別していること。</p> <p>(2) 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構造であること。</p> <p>(3) 共同用の入浴設備にあつては、流し場に適当な数の湯栓及び水栓を設けること。</p> <p>(4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。</p> <p>(5) 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあつては、衣類その他の携帯品を入浴者ごとに保管できる設備を有すること。</p> <p>(6) 貯湯槽を設置する場合にあつては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備が備えられていること。</p> <p>(7) ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ</p>	<p>と。</p> <p>(2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。</p> <p>と。</p> <p>(3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。</p> <p>(4) 洋室は、冷水及び温湯の供給ができる洗面設備を有すること。</p> <p>(5) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管することができる設備を有すること。</p> <p>(6) 和室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、見通すことのできない構造設備であること。</p> <p>7 入浴設備は、別表第2第10項各号に掲げる基準に適合すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。</u></p> <p><u>(8) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けるとともに、浴槽水が支障なく循環するよう補給口と吸込口を十分に離して配置すること。</u></p> <p><u>(9) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前の部分に設けること。</u></p> <p><u>(10) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。</u></p> <p><u>(11) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用する構造でないこと。</u></p> <p><u>(12) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあつては、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。</u></p> <p><u>(13) 屋外に浴槽を設ける場合にあつては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混合しない構造であること。</u></p> <p>8 洗面設備を設けていない客室を有する階には、<u>適当な数の給水栓を設けた適当な数の共同用の洗面設備を有すること。</u></p> <p>9 便所は、<u>次の要件を満たすものであること。</u></p> <p><u>(1) 調理場に接続して設けられていないこと。</u></p> <p><u>(2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ構造設備を有すること。</u></p> <p><u>(3) 流水式手洗設備を有すること。</u></p> <p><u>(4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。</u></p> <p><u>(5) 便所が設けられていない客室を有する階には、適当な数の共同用の便所を有すること。</u></p> <p><u>(6) 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の宿泊定員数に応じたものであること。</u></p>	<p>8 洗面設備を設けていない客室を有する階には、<u>適当な数の給水栓を設けた適当な数の共同用の洗面設備を有すること。</u></p> <p>9 便所は、<u>別表第2第11項各号に掲げる基準に適合すること。</u></p>

改正後	改正前
別表第3（第7条関係）	別表第4（第8条関係）
<p>1 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。</p> <p>2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、玩具その他の物品が備え付けられていないこと。</p> <p>3 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。</p> <p>4 <u>玄関帳場等</u>を有すること。</p> <p>5 駐車施設から<u>玄関帳場等</u>を通らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造でないこと。</p> <p>6 <u>玄関帳場等</u>は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。</p> <p>(2) <u>玄関帳場に設ける受付台</u>は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により遮蔽されていないこと。</p> <p>7 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。</p> <p>(2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。</p> <p>(3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。</p> <p>(4) 1客室の床面積は、4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>(5) 階層式寝台を設ける場合は、上段寝台への昇降の用に供する堅ろうな階段又ははしごを有すること。</p> <p>8 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管することができる設備を有すること。</p>	<p>1 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。</p> <p>2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、玩具その他の物品が備え付けられていないこと。</p> <p>3 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。</p> <p>4 <u>宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備</u>を有すること。</p> <p>5 駐車施設から<u>玄関帳場</u>を通らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造でないこと。</p> <p>6 <u>玄関帳場</u>は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。</p> <p>(2) <u>受付台</u>は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により遮蔽されていないこと。</p> <p>7 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。</p> <p>(2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。</p> <p>(3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。</p> <p>(4) 1客室の床面積は、4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>(5) 階層式寝台を設ける場合は、上段寝台への昇降の用に供する堅ろうな階段又ははしごを有すること。</p> <p>8 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管することができる設備を有すること。</p>

改正後	改正前
<p>9 入浴設備は、<u>別表第2第7項各号</u>に掲げる基準に適合すること。</p> <p>10 洗面設備を設けていない客室を有する階には、<u>適当な数の給水栓を設けた適当な数の共同用の洗面設備を有すること。</u></p> <p>11 便所は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 調理場に接続して設けられていないこと。</p> <p>(2) 窓その他の開口部には、<u>ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ構造設備を有すること。</u></p> <p>(3) 流水式手洗設備を有すること。</p> <p>(4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。</p> <p>(5) 各階に<u>適当な数の便所を有すること。</u></p> <p>(6) 共同用の便所の便器の数は、<u>便所が設けられていない客室の宿泊定員数に応じたものであること。</u></p>	<p>9 入浴設備は、<u>別表第2第10項各号</u>に掲げる基準に適合すること。</p> <p>10 洗面設備を設けていない客室を有する階には、<u>適当な数の給水栓を設けた適当な数の共同用の洗面設備を有すること。</u></p> <p>11 便所は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 調理場に接続して設けられていないこと。</p> <p>(2) 窓その他の開口部には、<u>ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備を有すること。</u></p> <p>(3) 流水式手洗設備を有すること。</p> <p>(4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。</p> <p>(5) 各階に<u>適当な数の便所を有すること。</u></p> <p>(6) 共同用の便所の便器の数は、<u>便所が設けられていない客室の宿泊定員数に応じたものであること。</u></p>
<p><u>別表第4（第8条関係）</u></p>	<p><u>別表第5（第9条関係）</u></p>
<p>1 施設内の<u>適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。</u></p> <p>2 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 1客室の床面積は、<u>7平方メートル以上であること。ただし、1人専用のものにあつては、4.95平方メートル以上とする。</u></p> <p>(2) 採光上有効な窓及び照明設備により<u>十分な明るさを確保すること。</u></p> <p>(3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。</p> <p>(4) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を<u>宿泊定員数に応じて保管できる設備を有すること。</u></p> <p>(5) 他の客室との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、<u>相互に施錠ができ、見通すことができない構造設備であること。</u></p> <p>3 入浴設備は、<u>別表第2第7項各号</u>に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>1 施設内の<u>適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。</u></p> <p>2 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) <u>客室は、5室以上を有すること。</u></p> <p>(2) 1客室の床面積は、<u>7平方メートル以上であること。ただし、1人専用のものにあつては、4.95平方メートル以上とする。</u></p> <p>(3) 採光上有効な窓及び照明設備により<u>十分な明るさを確保すること。</u></p> <p>(4) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。</p> <p>(5) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を<u>宿泊定員数に応じて保管できる設備を有すること。</u></p> <p>(6) <u>客室は、他の客室との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、見通すことができない構造設備であること。</u></p> <p>3 入浴設備は、<u>別表第2第10項各号</u>に掲げる基準に適合すること。</p>

改正後	改正前
4 洗面設備を設けていない客室を有する階には、 <u>適当な数の給水栓を設けた適当な数の共同用の洗面設備を有すること。</u>	4 洗面設備を設けていない客室を有する階には、 <u>適当な数の給水栓を設けた適当な数の共同用の洗面設備を有すること。</u>
5 便所は、 <u>別表第3第11項各号に掲げる基準に適合すること。</u>	5 便所は、 <u>別表第4第11項各号に掲げる基準に適合すること。</u>

障害福祉関係に係る公の施設設置条例 関係資料

議案第61号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法の一部改正に伴い、中央療育センター等において居宅訪問型児童発達支援を行うこととすること、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、社会復帰訓練所等において就労定着支援を行うこととすること等のため改正するもの

- 1 児童福祉法の一部改正（平成28年法律第65号）
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（平成28年法律第65号）
- 3 児童福祉法の一部改正（平成29年法律第52号）
- 4 改正の主な内容
 - (1) 上記1に伴い、中央療育センター、南部地域療育センター及び北部地域療育センターにおいて居宅訪問型児童発達支援を行うこととするもの
 - ※ 指定居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものに対して、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
 - (2) 上記1に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの
 - 「第6条の2の2第5項」→「第6条の2の2第6項」
 - 「第6条の2の2第6項」→「第6条の2の2第7項」
 - (3) 上記2に伴い、社会復帰訓練所、井田日中活動センター及び百合丘日中活動センターにおいて就労定着支援を行うこととするもの
 - ※ 指定就労定着支援とは、就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに

雇用された障害者につき、一定の期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整等の便宜を供与するものをいう。

(4) 上記2に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第5条第16項」→「第5条第18項」

「第5条第21項」→「第5条第23項」等

(5) 上記3に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第21条の5の28第1項」→「第21条の5の29第1項」

5 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第 6 2 号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正 する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、わ
ーくす大師等において就労定着支援を行うこととすること等のため改正するもの

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（平成 2 8
年法律第 6 5 号）

2 改正内容

(1) 上記 1 に伴い、わーくす大師、わーくす川崎及びわーくす中原において就労定着
支援を行うこととするもの

※ 指定就労定着支援とは、就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに
雇用された障害者につき、一定の期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図る
ために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等と
の連絡調整等の便宜を供与するものをいう。

(2) 上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第 5 条第 1 6 項」→「第 5 条第 1 8 項」

3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部改正等について
～市民の皆様から意見を募集します～

心身障害者に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行う施設等を定めた条例の一部改正等に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施します。

1 施行時期

平成30年4月1日（予定）

2 募集期間

平成30年1月31日（水）から平成30年2月9日（金）まで（10日間）

※平成30年4月に施行予定の障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた省令の改正に伴い、関連する条例の改正等を行うことが急務であるため、意見募集期間が30日未満となりました。

3 資料

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部改正等の概要

4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

(1) 電子メール（専用フォーム）

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

(2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3932（川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

(3) 郵送・持参（書式自由）

郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

持参 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※御意見に対する個別対応は致しませんが、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

6 意見の締め切り

平成30年2月9日（金）（郵送の場合は当日必着です。）

※持参の場合は2月9日（金）の17時15分まで

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 電話：044-200-2654 FAX：044-200-3932

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 の一部改正等の概要

1 一部改正等の経緯

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例については、心身障害者に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行う施設や施設が行う業務等を定めておりますが、平成30年4月に関連する法律（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法）の一部改正が施行されるため、当該条例の一部改正等を行うものです。

2 主な改正等の内容

(1) 「就労定着支援」及び「自立生活援助」の追加

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号、平成28年6月3日公布）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正され、障害福祉サービスとして「就労定着支援」（法第5条第15項）及び「自立生活援助」（法第5条第16項）が創設された。

これに伴い、社会復帰訓練所、井田日中活動センター及び百合丘日中活動センターの業務に「就労定着支援」を追加するとともに、所要の整備を行うもの。

※ 就労定着支援とは、就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、一定の期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整等の便宜を図るサービスをいう。

※ これまでも就労移行支援において、職場定着期の支援が行われていたが、一般就労に移行する障害者が増加し、就労に伴う生活上の支援ニーズがより一層多様化かつ増大することが見込まれる中、障害者の就労に伴う課題に対応するため新たなサービスとして創設された。

(2) 「居宅訪問型児童発達支援」の追加

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号、平成28年6月3日公布）により、児童福祉法が一部改正され、障害児に対するサービスとして「居宅訪問型児童発達支援」（法第6条の2の2第5項）が創設された。

これに伴い、中央療育センター、南部地域療育センター及び北部地域療育センターの業務に「居宅訪問型児童発達支援」を追加するとともに、所要の整備を行うもの。

※ 居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態にある障害児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜を供与するサービスをいう。

3 施行日

平成30年4月1日（予定）

川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正等について ～市民の皆様から意見を募集します～

障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜の提供や障害者に対する就労の機会の提供を行う施設等を定めた条例の一部改正等に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施します。

1 施行時期

平成30年4月1日（予定）

2 募集期間

平成30年1月31日（水）から平成30年2月9日（金）まで（10日間）

※平成30年4月に施行予定の障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた省令の改正に伴い、関連する条例の改正等を行うことが急務であるため、意見募集期間が30日未満となりました。

3 資料

川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正等の概要

4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

(1) 電子メール（専用フォーム）

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

(2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3932（川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

(3) 郵送・持参（書式自由）

郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

持参 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※御意見に対する個別対応は致しませんが、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

6 意見の締め切り

平成30年2月9日（金）（郵送の場合は当日必着です。）

※持参の場合は2月9日（金）の17時15分まで

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話：044-200-2654 FAX：044-200-3932

川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正等の概要

1 一部改正等の経緯

川崎市障害者就労支援施設条例については、障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜の提供や障害者に対する就労の機会の提供を行う施設や施設が行う業務等を定めておりますが、平成30年4月に関連する法律（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の一部改正が施行されるため、当該条例の一部改正等を行うものです。

2 主な改正等の内容

(1) 「就労定着支援」の追加

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号、平成28年6月3日公布）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正され、障害福祉サービスとして「就労定着支援」（法第5条第15項）が創設された。

これに伴い、わーくす大島、わーくす川崎、わーくす中原の業務に「就労定着支援」を追加するとともに、所要の整備を行うもの。

※ 就労定着支援とは、就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、一定の期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整等の便宜を図るサービスをいう。

※ これまでも就労移行支援において、職場定着期の支援が行われていたが、一般就労に移行する障害者が増加し、就労に伴う生活上の支援ニーズがより一層多様化かつ増大することが見込まれる中、障害者の就労に伴う課題に対応するため新たなサービスとして創設された。

3 施行日

平成30年4月1日（予定）

障害福祉関係に係る公の施設設置条例 新旧対照表

資料 9

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p> <p>(業務)</p> <p>第6条 柿生学園及びくさぶえの家は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p> <p>(2) 法第5条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p> <p>(3) 法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること（くさぶえの家に限る。）。</p> <p>(4) 法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p> <p>(5) <u>法第5条第18項</u>に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p> <p>(6) <u>法第5条第18項</u>に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）に関すること。</p> <p>(7) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする法第4条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（第6条の4の2において「日中一時支援」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p> <p>(8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(利用者)</p> <p>第6条の4 柿生学園及びくさぶえの家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p style="text-align: center;">○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p> <p>(業務)</p> <p>第6条 柿生学園及びくさぶえの家は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p> <p>(2) 法第5条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p> <p>(3) 法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること（くさぶえの家に限る。）。</p> <p>(4) 法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p> <p>(5) <u>法第5条第16項</u>に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p> <p>(6) <u>法第5条第16項</u>に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）に関すること。</p> <p>(7) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする法第4条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（第6条の4の2において「日中一時支援」という。）に関すること（柿生学園に限る。）。</p> <p>(8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(利用者)</p> <p>第6条の4 柿生学園及びくさぶえの家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第6条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）（柿生学園に限る。）</p> <p>(3) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）</p> <p>(4) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者</p> <p>(5) その他指定管理者が柿生学園又はくさぶえの家の利用を認めた者（業務）</p>	<p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第6条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 法第5条第21項に規定する地域相談支援給付決定障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）（柿生学園に限る。）</p> <p>(3) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）</p> <p>(4) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者</p> <p>(5) その他指定管理者が柿生学園又はくさぶえの家の利用を認めた者（業務）</p>
<p>第10条 中央療育センターは、次の業務を行う。</p>	<p>第10条 中央療育センターは、次の業務を行う。</p>
<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（第13条第1号において「児童発達支援」という。）に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（第13条第2号において「医療型児童発達支援」という。）に関すること。</p> <p>(3) <u>児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援（第13条第3号において「居宅訪問型児童発達支援」という。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（第13条第4号において「保育所等訪問支援」という。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（第13条第5号において「障害児相談支援」という。）</u>、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</p> <p>(6) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）及び心身障害の疑いのある児童（次号及び第13条第7号において「障害児等」という。）に対する医学的、心理学的及び社会学的な診</p>	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（第13条第1号において「児童発達支援」という。）に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（第13条第2号において「医療型児童発達支援」という。）に関すること。</p> <p>(3) <u>児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援（第13条第3号において「保育所等訪問支援」という。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援（第13条第4号において「障害児相談支援」という。）</u>、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</p> <p>(5) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）及び心身障害の疑いのある児童（次号及び第13条第6号において「障害児等」という。）に対する医学的、心理学的及び社会学的な診</p>

改正後	改正前
<p>断、治療、検査及び評価（第12条の4第1項、<u>第13条第6号</u>及び<u>第15条の2第1項</u>において「障害児等医療支援」という。）</p> <p>(7) 障害児等に対する療育訓練及び指導</p> <p>(8) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供</p> <p>(9) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関すること。</p> <p>(10) 短期入所に関すること。</p> <p>(11) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする障害児に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（第12条の4において「障害児日中一時支援」という。）に関すること。</p> <p>(12) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(13) 生活介護に関すること。</p> <p>(14) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 （利用者）</p>	<p>断、治療、検査及び評価（第12条の4第1項、<u>第13条第5号</u>及び<u>第15条の4第1項</u>において「障害児等医療支援」という。）</p> <p>(6) 障害児等に対する療育訓練及び指導</p> <p>(7) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供</p> <p>(8) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関すること。</p> <p>(9) 短期入所に関すること。</p> <p>(10) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする障害児に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（第12条の4において「障害児日中一時支援」という。）に関すること。</p> <p>(11) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(12) 生活介護に関すること。</p> <p>(13) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 （利用者）</p>
<p>第12条の3 中央療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定（第10条第1号から<u>第4号</u>までに掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児及びその家族</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者（第15条第2号において「障害児相談支援対象保護者」という。）及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による支給の決定（<u>第10条第9号</u>に掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児</p> <p>(4) 法第19条第1項に規定する支給決定（<u>第10条第10号</u>に掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児</p> <p>(5) 法第19条第1項に規定する支給決定（<u>第10条第12号</u>及び<u>第13号</u>に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p>	<p>第12条の3 中央療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定（第10条第1号から<u>第3号</u>までに掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児及びその家族</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者（第15条第2号において「障害児相談支援対象保護者」という。）及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による支給の決定（<u>第10条第8号</u>に掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児</p> <p>(4) 法第19条第1項に規定する支給決定（<u>第10条第9号</u>に掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児</p> <p>(5) 法第19条第1項に規定する支給決定（<u>第10条第11号</u>及び<u>第12号</u>に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p>

改正後	改正前
<p>(6) 児童福祉法第21条の6又は第27条第1項第3号の規定により措置された障害児</p> <p>(7) その他指定管理者が中央療育センターの利用を認めた者 (利用料金)</p>	<p>(6) 児童福祉法第21条の6又は第27条第1項第3号の規定により措置された障害児</p> <p>(7) その他指定管理者が中央療育センターの利用を認めた者 (利用料金)</p>
<p>第12条の4 中央療育センターにおいて児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援（第15条の2第1項において「指定通所支援」という。）、同法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療（第15条の2第1項において「肢体不自由児通所医療」という。）、同法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援（第15条の2第1項において「指定障害児相談支援」という。）、指定計画相談支援、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援、指定障害福祉サービス、障害児等医療支援又は障害児日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>	<p>第12条の4 中央療育センターにおいて児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援（第15条の2第1項及び第15条の4第1項において「指定通所支援」という。）、同法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療（第15条の2第1項及び第15条の4第1項において「肢体不自由児通所医療」という。）、同法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援（第15条の2第1項及び第15条の4第1項において「指定障害児相談支援」という。）、指定計画相談支援、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援、指定障害福祉サービス、障害児等医療支援又は障害児日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>
<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(5) 障害児日中一時支援に要する費用として市長が定める基準により算定した額</p> <p>(6) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(7) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p>	<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(5) 障害児日中一時支援に要する費用として市長が定める基準により算定した額</p> <p>(6) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(7) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p>

改正後	改正前
<p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (業務)</p> <p>第13条 南部地域療育センター及び北部地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援に関すること。 (2) 医療型児童発達支援に関すること。 (3) <u>居宅訪問型児童発達支援に関すること。</u> (4) 保育所等訪問支援に関すること。 (5) 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 (6) 障害児等医療支援 (7) 障害児等に対する療育訓練及び指導 (8) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 (9) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(利用者)</p> <p>第15条 地域療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定（第13条第1号から<u>第4号</u>までに掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児及びその家族 (2) 障害児相談支援対象保護者及び計画相談支援対象障害者等 (3) 児童福祉法第21条の6の規定により措置された障害児 (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が南部地域療育センター又は北部地域療育センターの利用を認めた者</p> <p>(業務)</p> <p>第17条 三田福祉ホームは、<u>法第5条第28項</u>の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。</p>	<p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (業務)</p> <p>第13条 南部地域療育センター及び北部地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援に関すること。 (2) 医療型児童発達支援に関すること。 (3) 保育所等訪問支援に関すること。 (4) 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 (5) 障害児等医療支援 (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導 (7) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 (8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(利用者)</p> <p>第15条 地域療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定（第13条第1号から<u>第3号</u>までに掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児及びその家族 (2) 障害児相談支援対象保護者及び計画相談支援対象障害者等 (3) 児童福祉法第21条の6の規定により措置された障害児 (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が南部地域療育センター又は北部地域療育センターの利用を認めた者</p> <p>(業務)</p> <p>第17条 三田福祉ホームは、<u>法第5条第26項</u>の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。</p>

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第22条の16 陽光ホームは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第17項に規定する共同生活援助に関すること。</p> <p>(2) 一般相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>	<p>(業務)</p> <p>第22条の16 陽光ホームは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第15項に規定する共同生活援助に関すること。</p> <p>(2) 一般相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>
<p>(業務)</p> <p>第26条 社会復帰訓練所（以下「訓練所」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関すること。</p> <p>(2) 就労継続支援に関すること。</p> <p>(3) 法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）に関すること。</p>	<p>(業務)</p> <p>第26条 社会復帰訓練所（以下「訓練所」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関すること。</p> <p>(2) 就労継続支援に関すること。</p>
<p>(4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(業務)</p> <p>第37条 井田日中活動センター（以下「井田活動センター」という。）及び百合丘日中活動センター（以下「百合丘活動センター」という。）（以下「活動センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>(2) 自立訓練に関すること。</p> <p>(3) 就労移行支援に関すること。</p> <p>(4) 就労継続支援に関すること。</p> <p>(5) 就労定着支援に関すること。</p>	<p>(3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(業務)</p> <p>第37条 井田日中活動センター（以下「井田活動センター」という。）及び百合丘日中活動センター（以下「百合丘活動センター」という。）（以下「活動センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>(2) 自立訓練に関すること。</p> <p>(3) 就労移行支援に関すること。</p> <p>(4) 就労継続支援に関すること。</p>
<p>(6) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(業務)</p>	<p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(業務)</p>

改正後	改正前
<p>第46条 井田地域生活支援センター（以下「井田支援センター」という。）及び百合丘地域生活支援センター（以下「百合丘支援センター」という。）（第50条第1項において「支援センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 一般相談支援事業に関すること（井田支援センターに限る。）。</p> <p>(2) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) <u>法第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センターとしての業務</p> <p>(4) 市民相互の交流を促進するために施設（別表に掲げる施設に限る。以下この節において「施設」という。）を利用に供すること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>	<p>第46条 井田地域生活支援センター（以下「井田支援センター」という。）及び百合丘地域生活支援センター（以下「百合丘支援センター」という。）（第50条第1項において「支援センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 一般相談支援事業に関すること（井田支援センターに限る。）。</p> <p>(2) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) <u>法第5条第25項</u>に規定する地域活動支援センターとしての業務</p> <p>(4) 市民相互の交流を促進するために施設（別表に掲げる施設に限る。以下この節において「施設」という。）を利用に供すること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号</p> <p>(略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること（わーくす大島及びわーくす高津を除く。）。</p> <p>(2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。</p> <p>(3) 法第5条第15項に規定する就労定着支援に関すること（わーくす大島及びわーくす高津を除く。）。</p> <p>(4) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。 (指定管理者)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号</p> <p>(略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること（わーくす大島及びわーくす高津を除く。）。</p> <p>(2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。 <u>(新設)</u></p> <p>(3) 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。 (指定管理者)</p> <p>第4条 (略)</p>

障害福祉関係に係る基準条例 関係資料

議案第63号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、介護保険制度における通所介護等の指定を受けた事業者が共生型児童発達支援等の指定を受ける場合の基準を定めること、指定居宅訪問型児童発達支援の事業に関する基準を定めること等のため改正するもの

1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第3号）

2 改正の主な内容

(1) 上記1に伴い、介護保険制度における通所介護等の指定を受けた事業者が共生型児童発達支援等の指定を受ける場合の基準を定めるもの

※ 共生型サービスとは、介護保険優先原則の下では、障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなる場合等があることから、介護保険制度又は障害福祉制度によるいずれかの指定を受けていれば、もう一方の制度における指定を受けやすくするための基準により指定を受けた事業所が提供するサービスをいう。

(2) 上記1に伴い、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの

※ 指定居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものに対して、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(3) 上記1に伴い、指定児童発達支援の人員配置基準について、置くべき従業者を児童

指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を児童指導員又は保育士とするもの

※ 指定児童発達支援とは、障害児に対して、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第64号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者を看護師から看護職員に改めること等のため改正するもの

1 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第3号）

2 改正の主な内容

指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者を看護師から看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）に改めるもの

※ 指定福祉型障害児入所施設とは、施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う施設のうち、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設のことをいう。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第 6 5 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設等に置くべき職員を看護師から看護職員に改めるため改正するもの

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成 3 0 年厚生労働省令第 3 号）

2 改正内容

主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設等に置くべき職員を看護師から看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）に改めるもの

※ 福祉型障害児入所施設とは、施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う施設のうち、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設のことをいう。

3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行

議案第 66 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、生活介護事業者等は職場への定着のための支援を行うよう努めることとすること、就労移行支援事業者は通勤のための訓練を実施することとすること等のため改正するもの

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成 30 年厚生労働省令第 2 号）

2 改正の主な内容

(1) 上記 1 に伴い、生活介護事業者等は、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者に対する職場への定着のための支援を行うよう努めることとするもの

※ 生活介護とは、常時介護を要する障害者に対して、主として昼間に障害者支援施設等において、必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供等を行うものをいう。

(2) 上記 1 に伴い、就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施することとするもの

※ 就労移行支援とは、就労を希望する障害者に対して生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものをいう。

(3) 上記 1 に伴い、自立訓練は、機能訓練・生活訓練ともに障害の区別にかかわらず、利用できることとするもの

※ 自立訓練とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行うものをいう。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行

議案第 6 7 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定就労定着支援の事業及び指定自立生活援助の事業に関する基準を定めること、指定共同生活援助として日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する基準を定めること等のため改正するもの

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第2号）

2 改正の主な内容

(1) 上記1に伴い、指定就労定着支援の事業に関する基準を定めるもの

※ 指定就労定着支援とは、就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、一定の期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整等の便宜を供与するものをいう。

(2) 上記1に伴い、指定自立生活援助の事業に関する基準を定めるもの

※ 指定自立生活援助とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定の期間にわたり、定期的な巡回又は随時の通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものをいう。

(3) 上記1に伴い、指定共同生活援助の類型として日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する基準を定めるもの

※ 指定共同生活援助とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

※ 日中サービス支援型指定共同生活援助とは、指定共同生活援助のうち、重度の障害者が地域で家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、手厚い支援体制をとることをいう。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行

議案第 6 8 号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害者支援施設が指定障害児入所施設等の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の人員に関する特例を廃止すること等のため改正するもの

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（平成 3 0 年厚生労働省令第 2 号）

2 改正内容

上記 1 に伴い、指定障害者支援施設が指定障害児入所施設等の指定を受け、施設障害福祉サービスと指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合の人員及び設備に関する特例を廃止するもの

※ 指定障害者支援施設とは、施設に入所する障害者に対して、日中には生活介護等のサービスを、夜間には施設入所支援を提供し、日常生活を一体的に支援する施設をいう。

※ 指定障害児入所施設とは、施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う施設をいう。

3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行

川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者指定基準条例の一部改正等について
～市民の皆様から意見を募集します～

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた条例の一部改正等に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施します。

1 施行時期

平成30年4月1日（予定）

2 募集期間

平成30年1月31日（水）から平成30年2月9日まで（10日間）

※平成30年4月に施行予定の障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた省令の改正に伴い、関連する条例の改正等を行うことが急務であるため、意見募集期間が30日未満となりました。

3 資料

川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者指定基準条例の一部改正等の概要

4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

(1) 電子メール（専用フォーム）

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

(2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3932（川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

(3) 郵送・持参（書式自由）

郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

持参 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※御意見に対する個別対応は致しませんが、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

6 意見の締め切り

平成30年2月9日（金）（郵送の場合は当日必着です。）

※持参の場合は2月9日（金）の17時15分まで

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 電話：044-200-2927 FAX：044-200-3932

川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者 指定基準条例の一部改正等の概要

1 一部改正等の経緯

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所の人員、設備及び運営基準は、国の基準（厚生労働省令）を踏まえ、都道府県・市町村が条例で定めておりますが、平成30年4月に省令の一部改正等が行われるため、本市の関係条例の一部改正等を行うものです。

2 省令（国）と条例（市）の関係

区分	従うべき基準	標準とすべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参酌しなければならない基準

3 本市にける条例改正等の考え方

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所では、サービスの提供を多様な実施主体（事業者）に担わせることにより、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。この趣旨を踏まえて、過剰な義務付け等の追加は基本的には行わず、必要最低限のルールを定めた厚生労働省令の改正を踏襲することを基本方針としています。

4 改正等を行う条例の基となる厚生労働省令

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- (4) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- (5) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- (6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

5 改正を行う条例

- (1) 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第69号）
- (2) 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第71号）
- (3) 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第68号）
- (4) 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第54号）
- (5) 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第55号）
- (6) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第56号）

6 主な改正等の内容

(1) 指定障害福祉サービス

- ① 指定就労定着支援を新設し、指定就労移行支援や指定就労継続支援等のサービスを利用して一般就労した障害者に対し、当該一般就労を継続できるよう、一定期間にわたり、関係者等との連絡調整や本人に対する相談・助言等を行うこととする。
- ② 指定自立生活援助を新設し、障害者支援施設や共同生活援助等から単身生活等に移行した障害者が自立した生活を送ることができるよう、当該障害者の自宅を定期巡回又は随時通報により、日常生活に係る相談・助言等を行うこととする。
- ③ 指定自立訓練は、機能訓練が身体障害、生活訓練が知的障害又は精神障害をそれぞれ利用可能な障害種別としていたが、すべての障害種別が利用できるよう、制限を撤廃する。
- ④ 指定共同生活援助の類型に日中サービス支援型を新設し、重度の障害者が地域で家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、手厚い支援体制をとることができることとする。
- ⑤ 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくするために共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）についての基準を定める。

(2) 指定通所支援

- ① 指定児童発達支援の人員配置基準について、置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を、児童指導員又は保育士としなければならないこととする。
※児童指導員とは、児童福祉施設の職員を養成する学校等を卒業した者、社会福祉士の資格を有する者等であって、児童の生活指導を行うものをいう。
※障害福祉サービス経験者とは、高等学校又は中等教育学校を卒業した者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。
- ② 指定児童発達支援を行う事業者（以下「事業者」という。）は、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うこととする。
- ③ 事業者は、指定児童発達支援を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性等を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況等について、自ら評価を行うとともに、障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図ることとする。
- ④ 事業者は、おおむね1年に1回以上、指定児童発達支援に対する評価及び改善の内容をインターネット等により公表することとする。
- ⑤ 重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や免疫抑制剤の服薬により感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合を対象者としたサービスとして指定居宅訪問型児童発達支援を新設する。
- ⑥ 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくするために共生型児童発達支援及び共生型放課後等デイサービスについての基準を定める。

7 施行日

平成30年4月1日（予定）

障害福祉関係に係る基準条例 新旧対照表

資料 12

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第9条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第12条～第56条）</p> <p><u>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条の2～第56条の5）</u></p> <p><u>第6節 基準該当通所支援に関する基準（第57条～第62条の2）</u></p> <p>第3章 医療型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第63条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第64条・第65条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第66条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第67条～第72条）</p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節 基本方針（第73条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第74条・第75条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第76条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第77条～第79条）</p> <p><u>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第79条の2）</u></p> <p><u>第6節 基準該当通所支援に関する基準（第80条～第82条）</u></p> <p>第5章 居宅訪問型児童発達支援</p> <p><u>第1節 基本方針（第82条の2）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第9条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第12条～第56条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第5節 基準該当通所支援に関する基準（第57条～第62条の2）</u></p> <p>第3章 医療型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第63条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第64条・第65条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第66条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第67条～第72条）</p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節 基本方針（第73条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第74条・第75条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第76条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第77条～第79条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第5節 基準該当通所支援に関する基準（第80条～第82条）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>第2節 人員に関する基準（第82条の3・第82条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第82条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第82条の6～第82条の9）</p> <p>第6章 保育所等訪問支援</p> <p>第1節 基本方針（第83条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第84条・第85条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第86条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第87条～第90条）</p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例（第91条～第93条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>（用語の意義及び字句の意味）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>（1）指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>（2）通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児</p>	<p>第5章 保育所等訪問支援</p> <p>第1節 基本方針（第83条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第84条・第85条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第86条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第87条～第90条）</p> <p>第6章 多機能型事業所に関する特例（第91条～第93条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>（用語の意義及び字句の意味）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>（1）指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>（2）通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児</p>

改正後	改正前
<p>通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。</p> <p>(4) <u>共生型通所支援</u> 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。</p> <p>(5) <u>多機能型事業所</u> 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、<u>第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第69号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)</u>第79条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」という。)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の資格)</p> <p>第3条 <u>法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める者は、法人である者とする。</p>	<p>通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の28第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) <u>多機能型事業所</u> 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第69号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第79条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」という。)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の資格)</p> <p>第3条 <u>法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める者は、法人である者とする。</p>

改正後	改正前
<p>ただし、医療型児童発達支援（病院又は療養所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。 （指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p>	<p>ただし、医療型児童発達支援（病院又は療養所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。 （指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p>
<p>第4条（略）</p>	<p>第4条（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（<u>第21条、第50条及び第74条において「障害福祉サービス」という。</u>）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>
<p>4（略）</p>	<p>4（略）</p>
<p>（略） 第2節 人員に関する基準 （従業者及びその員数）</p>	<p>（略） 第2節 人員に関する基準 （従業者及びその員数）</p>
<p>第6条（略）</p>	<p>第6条（略）</p>
<p>（1）<u>児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）</u>、<u>保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当た</p>	<p>（1）<u>指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当た</p>

改正後	改正前
<p>る<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</u> ア・イ（略）</p>	<p>ア・イ（略）</p>
<p>(2) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) 1人以上</p>	<p>(2) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) 1人以上</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数<u>を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</u></p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数<u>を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u></p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。<u>ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) <u>看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)</u> 1人以上</p>	<p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) <u>看護師</u> 1人以上</p>
<p>(3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4)・(5) (略)</p>	<p>(3) 児童指導員<u>(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)</u>又は保育士 1人以上 (4)・(5) (略)</p>
<p>4 (略) 5 第1項第1号の<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p>	<p>4 (略) 5 第1項第1号の<u>指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p>
<p>6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1) <u>看護職員</u> 1人以上</p> <p>(2) <u>機能訓練担当職員</u> 1人以上</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>4 <u>指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</u></p> <p><u>(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</u></p>	<p>6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1) 看護師 1人以上</p> <p>(2) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況</u></p> <p>(4) <u>関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</u></p> <p>(5) <u>当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</u></p> <p>(6) <u>緊急時等における対応方法及び非常災害対策</u></p> <p>(7) <u>指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</u></p>	
<p>5 <u>指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(情報の提供等)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(情報の提供等)</p>
<p>第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を<u>行わなければならない。</u></p>	<p>第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう<u>努めなければならない。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p>
<p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第18項</u>に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第16項</u>に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(苦情への対応等)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(苦情への対応等)</p>
<p>第51条 (略)</p>	<p>第51条 (略)</p>

改正後	改正前
2 (略)	2 (略)
3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、 <u>法第21条の5の22第1項</u> の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、 <u>法第21条の5の21第1項</u> の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4・5 (略) (地域との連携等)	4・5 (略) (地域との連携等)
第52条 (略)	第52条 (略)
2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、通常の実地地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくはは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。	2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、通常の実地地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくはは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。
(略)	(略)
第五節 共生型障害児通所支援に関する基準 (共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)	(新設)
第56条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第61条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	(新設)
(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1	

改正後	改正前
<p>項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)</p>	
<p>第56条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第62条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第62条第1号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通</p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>所介護をいう。)</u> (以下「<u>指定通所介護等</u>」という。)の利用者の数と<u>共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</u></p> <p><u>第56条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第62条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サー</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ビス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。</u></p>	

改正後	改正前								
<p>(2) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第62条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。</u></p> <table border="1" data-bbox="154 967 846 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="154 967 528 1058">登録定員</th> <th data-bbox="533 967 846 1058">通いサービスの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="154 1061 528 1102">26人又は27人</td> <td data-bbox="533 1061 846 1102">16人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="154 1106 528 1149">28人</td> <td data-bbox="533 1106 846 1149">17人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="154 1152 528 1195">29人</td> <td data-bbox="533 1152 846 1195">18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</u></p> <p>(4) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指</u></p>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	通いサービスの利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

改正後	改正前
<p><u>定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用の者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(準用)</u></p>	
<p><u>第56条の5 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第6節 基準該当通所支援に関する基準</u> (従業者及びその員数)</p>	<p><u>第5節 基準該当通所支援に関する基準</u> (従業者及びその員数)</p>
<p><u>第57条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>第57条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</u></p>
<p><u>(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</u></p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p><u>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</u></p>	<p><u>(1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</u></p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p><u>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</u></p>
<p><u>2 前項第1号の「基準該当児童発達支援の単位」とは、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>	<p><u>2 前項第1号の「基準該当児童発達支援の単位」とは、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、<u>児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第5条、第8条及び<u>第4節</u>(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第24条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(指定生活介護事業所に関する特例)</p> <p>第61条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(指定通所介護事業所等に関する特例)</p> <p>第62条 次に掲げる要件を満たした<u>指定通所介護事業者等</u>が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して<u>指定通所介護等</u>を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う<u>指定通所介護事業所等</u>を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第5条、第8条及び<u>前節</u>(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第24条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(指定生活介護事業所に関する特例)</p> <p>第61条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(<u>指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。</u>)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(<u>同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。</u>)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(指定通所介護事業所等に関する特例)</p> <p>第62条 次に掲げる要件を満たした<u>指定通所介護事業者(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。</u>)又は指定地域密着型通所介護事業者(川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等</p>

改正後	改正前
<p>(第60条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第62条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)</u>を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービス</p>	<p>に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して<u>指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)</u>又は<u>指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)</u>(以下「指定通所介護等」という。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う<u>指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)</u>又は当該指定地域密着型通所介護を行う<u>指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)</u>(以下「指定通所介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第60条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第62条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)</u>が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対</p>

改正後	改正前
<p>を行う<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>（<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。</u>）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第60条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又</p>	<p>して<u>指定小規模多機能型居宅介護</u>（<u>指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。</u>）又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>（<u>指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。</u>）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>（<u>指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。</u>）又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>（<u>指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。</u>）（以下「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第60条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指</p>

改正後	改正前
<p>はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所¹にあつては、18人) 以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日分当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所¹にあつては、12人)までの範囲内とすること。</p> <p>(表略)</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサー</p>	<p>定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、18人) 以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日分当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。</p> <p>(表略)</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサー</p>

改正後	改正前
<p>ビス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p>	<p>ビス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p>
<p>(5) (略)</p> <p>第3章 医療型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>第3章 医療型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p>
<p>第64条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数</p> <p>(2) 児童指導員 1人以上</p> <p>(3) 保育士 1人以上</p> <p>(4) <u>看護職員</u> 1人以上</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(情報の提供等)</p>	<p>第64条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数</p> <p>(2) 児童指導員 1人以上</p> <p>(3) 保育士 1人以上</p> <p>(4) <u>看護師</u> 1人以上</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>第71条の2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>行うよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとして</u>はならない。</p>	
<p>第72条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第71条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第68条第1項から第3項まで」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第3号中「第36条」とあるのは「第70条」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p>	<p>第72条 第13条から第23条まで、第25条、第27条から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、<u>第49条第1項</u>、第50条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第71条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第68条第1項から第3項まで」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第3号中「第36条」とあるのは「第70条」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p>
<p>第74条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それ</p>	<p>第74条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）</u>若し</p>

改正後	改正前
<p>どれア又はイに定める数以上</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとする。<u>ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) <u>看護職員</u> 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員又は保育士 1人以上</p> <p>(4) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>くは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) <u>看護師</u> 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員又は保育士 1人以上</p> <p>(4) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(略)</p> <p><u>(情報の提供等)</u></p> <p><u>第78条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の</u></p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、<u>第48条から第51条まで</u>、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第79条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第78条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」読み替えるものとする。</p> <p>第5節 <u>共生型障害児通所支援に関する基準</u></p> <p>(準用)</p> <p>第79条の2 <u>第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条の4まで、第73条及び第78条の規定は、共生型放課後等デイ</u></p>	<p><u>提供を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</u></p> <p>3 <u>指定放課後等デイサービス事業者は、第79条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>4 <u>指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、<u>第48条、第50条、第51条、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。</u>この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第79条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第78条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>サービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準 （従業者及びその員数）</p> <p>第80条（略） （設備）</p> <p>第81条（略） （利用定員）</p> <p>第81条の2 （準用）</p> <p>第82条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、<u>第48条から第51条まで</u>、第52条第1項、第53条から第56条まで、第61条から第62条の2まで、第73条及び第78条（<u>第1項を除く。</u>）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第82条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第78条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第5節 基準該当通所支援に関する基準 （従業者及びその員数）</p> <p>第80条（略） （設備）</p> <p>第81条（略） （利用定員）</p> <p>第81条の2 （準用）</p> <p>第82条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、<u>第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第56条まで、第61条から第62条の2まで、第73条、第78条（第1項を除く。）及び第78条の2</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第82条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第78条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び第3項」と、<u>第78条の2第3項中「第79条」とあるのは「第82条」と読み替えるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>第5章 居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>(新設)</p>
<p>第1節 基本方針</p>	<p>(新設)</p>
<p>第82条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第82条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	
<p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>	
<p>3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当</p>	

改正後	改正前
<p><u>該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p>	(新設)
<p><u>第82条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは「ただし、第82条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p><u>(設備)</u></p>	(新設)
<p><u>第82条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準</u></p> <p><u>(証明書の携帯)</u></p>	(新設)
<p><u>第82条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を示す証明書を携帯させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</u></p> <p><u>(通所利用者負担額の受領)</u></p>	(新設)
<p><u>第82条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものと</u></p>	

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>3 <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</u></p> <p>4 <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第82条の8 <u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(5) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(6) <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(7) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(8) <u>虐待等の防止のための措置に関する事項</u></p>	

改正後	改正前
<p>(9) <u>その他事業の運営に関する重要事項</u> <u>(準用)</u></p> <p>第82条の9 <u>第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第54条から第56条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、<u>第13条</u>第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、<u>第17条</u>中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、<u>第23条</u>第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、<u>第26条</u>第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第6章 保育所等訪問支援 (略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 <u>(準用)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第5章 保育所等訪問支援 (略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p>
<p>第86条 <u>第82条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>第86条 <u>指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準 <u>(証明書の携帯)</u></p>
<p>第87条から第89条まで <u>削除</u></p>	<p>第87条 <u>指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を示す証明書を携帯させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設の請求があつたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</u> <u>(通所利用者負担額の受領)</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p>第88条 <u>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。)以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</u></p> <p>4 <u>指定保育所等訪問支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の交通費の支払については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p>
(削除)	<p>第89条 <u>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(5) <u>通常の事業の実施地域</u></p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第54条から第56条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「<u>第90条において準用する第82条の8</u>」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「<u>第90条において準用する第82条の7</u>」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「<u>第90条において準用する第82条の7第2項</u>」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「<u>従業者の勤務の体制</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例 (従業者及びその員数に関する特例)</p> <p>第91条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第64条、第74条第1項、第2項及び第4項、<u>第82条の3第1項</u>並びに第84条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く」とあるのは「<u>多機能型事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ)</u>」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「<u>指定通所支援</u>」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「<u>指定通所支援の</u>」</p>	<p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 虐待等の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) <u>その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(準用)</p> <p>第90条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「<u>第89条</u>」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「<u>第88条第1項から第3項まで</u>」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「<u>第88条第2項</u>」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「<u>従業者の勤務の体制</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 多機能型事業所に関する特例 (従業者及びその員数に関する特例)</p> <p>第91条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第64条、第74条第1項、第2項及び第4項並びに第84条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く」とあるのは「<u>多機能型事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ)</u>」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「<u>指定通所支援</u>」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「<u>指定通所支援の</u>」</p>

改正後	改正前
<p>「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第64条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第74条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第82条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第84条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p>	<p>と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第64条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第74条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第84条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p>
<p>2 (略) (設備に関する特例)</p>	<p>2 (略) (設備に関する特例)</p>
<p>第92条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼ねて設置することができる。</p>	<p>第92条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼ねて設置することができる。</p>
<p>(利用定員に関する特例) 第93条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所</p>	<p>(利用定員に関する特例) 第93条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所</p>

改正後	改正前
<p>に限る。)においては、第12条、第67条及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (平成30年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例(次項において「旧条例」という。)第6条(第3項を除く。)に規定する指定児童発達支援事業者については、改正後の条例(次項において「新条例」という。)第6条(第3項を除く。)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、<u>なお従前の例による。</u></u></p> <p>3 <u>この条例の施行の際現に旧条例第57条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第57条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、<u>なお従前の例による。</u></u></p>	<p>に限る。)においては、第12条、第67条及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p>

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号</p> <p>(略)</p> <p>第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)</u> ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>(削除)</u></p> <p>第2節 設備に関する基準 (設備)</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号</p> <p>(略)</p> <p>第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>看護師</u> ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。)</u>の指定を受け、かつ、<u>指定入所支援と施設障害福祉サービス(同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。)</u>とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第71号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。)第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>第2節 設備に関する基準 (設備)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (削除)</p> <p>(略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害者支援施設基準条例第9条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</u></p> <p>(略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p>
<p>第47条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>第47条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附則(平成30年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第2条第1項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u></p>	

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p> <p>(略)</p> <p>(職員)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) <u>看護職員</u>（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。）</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の<u>看護職員</u>の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p> <p>(2) <u>看護職員</u></p> <p>13～15 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>(略)</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p> <p>(略)</p> <p>(職員)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) <u>看護師</u></p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の<u>看護師</u>の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p> <p>(2) <u>看護師</u></p> <p>13～15 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>(略)</p>

改正後	改正前
<p>第79条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項に規定する職員</p> <p>(2) <u>看護職員</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、<u>看護職員</u>及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</p> <p><u>附則(平成30年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>第79条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項に規定する職員</p> <p>(2) <u>看護師</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、<u>看護師</u>及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</p>

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p> <p>川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業、<u>居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)</u>の事業及び<u>保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)</u>の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 生活介護</p>	<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p> <p>川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び<u>保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)</u>の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 生活介護</p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p><u>(職場への定着のための支援の実施)</u></p> <p><u>第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(略)</p> <p>第4章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>(略)</p> <p>(基本方針)</p>	<p>(略)</p> <p>第4章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>(略)</p> <p>(基本方針)</p>
<p>第51条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の6第1号</u>に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第51条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の7第1号</u>に規定する者に対して、<u>省令第6条の6第1号</u>に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び<u>第44条の2</u>から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び<u>第45条</u>から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>(基本方針)</p> <p>第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の6第2号</u>に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第5章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>(基本方針)</p> <p>第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の7第2号</u>に規定する者に対して、<u>省令第6条の6第2号</u>に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでな</p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、<u>第44条の2</u>から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 就労移行支援</p> <p>(略)</p> <p><u>(通勤のための訓練の実施)</u></p> <p>第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、<u>通勤のための訓練を実施しなければならない。</u></p>	<p>なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、<u>第45条</u>から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 就労移行支援</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第43条、第44条、第45条</u>から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則（平成30年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第43条</u>から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第69号</p> <p>川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>	<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第69号</p> <p>川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p><u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2～第44条の4）</u></p> <p><u>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</u></p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p><u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2～第95条の5）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</u></p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第6節</u> 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103～第110条）</p> <p><u>第5節</u> <u>共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2～第110条の4）</u></p> <p><u>第6節</u> 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p><u>第5節</u> <u>共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～第149条の4）</u></p> <p><u>第6節</u> 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～<u>第151条</u>）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）</p>	<p><u>第5節</u> 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103～第110条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第5節</u> 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第5節</u> 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～151条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）</p>

改正後	改正前
<p>第5節 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4）</u></p> <p>第6節 <u>基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）</u></p> <p>第10章 <u>就労移行支援</u></p> <p>第1節 <u>基本方針（第162条）</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準（第163条～第165条）</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準（第166条）</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準（第166条の2～第171条）</u></p> <p>第11章 <u>就労継続支援A型</u></p> <p>第1節 <u>基本方針（第172条）</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準（第173条・第174条）</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準（第175条）</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準（第176条～第184条）</u></p> <p>第12章 <u>就労継続支援B型</u></p> <p>第1節 <u>基本方針（第185条）</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準（第186条）</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準（第187条）</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準（第188条・第189条）</u></p> <p>第5節 <u>基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条～第193条）</u></p> <p>第13章 <u>就労定着支援</u></p> <p>第1節 <u>基本方針（第193条の2）</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準（第193条の3・第193条の4）</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準（第193条の5）</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準（第193条の6～第193条の12）</u></p> <p>第14章 <u>自立生活援助</u></p> <p>第1節 <u>基本方針（第193条の13）</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準（第193条の16）</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準（第193条の17～第193条の20）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>第5節 <u>基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～161条）</u></p> <p>第10章 <u>就労移行支援</u></p> <p>第1節 <u>基本方針（第162条）</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準（第163条～第165条）</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準（第166条）</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準（第167条～第171条）</u></p> <p>第11章 <u>就労継続支援A型</u></p> <p>第1節 <u>基本方針（第172条）</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準（第173条・第174条）</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準（第175条）</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準（第176条～第184条）</u></p> <p>第12章 <u>就労継続支援B型</u></p> <p>第1節 <u>基本方針（第185条）</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準（第186条）</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準（第187条）</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準（第188条・第189条）</u></p> <p>第5節 <u>基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条～第193条）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第15章 共同生活援助</u></p> <p>第1節 基本方針（第194条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第197条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条～第200条）</p> <p><u>第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準</u></p> <p>第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針（第200条の2・第200条の3）</u></p> <p>第2款 <u>人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）</u></p> <p>第3款 <u>設備に関する基準（第200条の6）</u></p> <p>第4款 <u>運営に関する基準（第200条の7～第200条の11）</u></p> <p><u>第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準</u></p> <p>第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針（第200条の12・第200条の13）</u></p> <p>第2款 <u>人員に関する基準（第200条の14・第200条の15）</u></p> <p>第3款 <u>設備に関する基準（第200条の16）</u></p> <p>第4款 <u>運営に関する基準（第200条の17～第200条の22）</u></p> <p><u>第16章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）</u></p>	<p><u>第13章 共同生活援助</u></p> <p>第1節 基本方針（第194条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第197条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条～第200条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準</u></p> <p>第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針（第200条の2・第200条の3）</u></p> <p>第2款 <u>人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）</u></p> <p>第3款 <u>設備に関する基準（第200条の6）</u></p> <p>第4款 <u>運営に関する基準（第200条の7～第200条の12）</u></p> <p><u>第14章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）</u></p>
<p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、<u>第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>（用語の意義及び字句の意味）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）で使用す</p>	<p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>（用語の意義及び字句の意味）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）で使用す</p>

改正後	改正前
<p>る用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び法第70条第2項の規定により読み替えて準用する法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において読み替えて準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(4) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において読み替えて準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。</p> <p><u>(5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。</u></p> <p><u>(6) 常勤換算方法 事業所の従業員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の</u></p>	<p>る用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び法第70条第2項の規定により読み替えて準用する法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において読み替えて準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(4) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において読み替えて準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 常勤換算方法 事業所の従業員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の</u></p>

改正後	改正前
<p>従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(7) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、<u>指定通所支援基準条例第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p>	<p>従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(6) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>(略)</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p>
<p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第8章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第8章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
(略)	(略)
第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章並びに第200条の20第3項及び第4項において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章並びに第200条の10第3項及び第4項において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
2～4 (略)	2～4 (略)
第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)	第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)
第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第200条の12並びに第200条の20第2項及び第4項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。	第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第200条の2並びに第200条の10第2項及び第4項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。
2・3 (略)	2・3 (略)
(略) 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)	(略) (新設)
第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81	(新設)

改正後	改正前
<p>号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)</p>	
<p>第44条の3 <u>重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス</u>(以下「<u>共生型重度訪問介護</u>」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>(2) <u>共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>(準用)</p>	(新設)
<p>第44条の4 第5条(第3項及び第4項を除く。)、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節(第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p>	(新設) 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(運営に関する基準)</p> <p>第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>(略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>(略)</p> <p>(運営に関する基準)</p> <p>第49条 第5条第1項及び前節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで並びに前節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>(略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p>

改正後	改正前
(略)	(略)
<u>(職場への定着のための支援の実施)</u>	
第87条の2 <u>指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、</u>	(新設)
<u>当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u>	
(略)	(略)
第5節 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準</u>	
<u>(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)</u>	(新設)
第95条の2 <u>生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護</u>	(新設)
<u>という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u>	
<u>(1) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第201条において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第201条において同じ。)</u>	
<u>(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。</u>	
<u>(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、</u>	

改正後	改正前
<p><u>指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)</u></p> <p>第95条の3 <u>共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)</u>が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p> <p>第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第56条の2に規定する共生型児童発達</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。)</p> <p>を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超え</p>	

改正後	改正前								
<p>る指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人) までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="152 344 909 531"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いサービスの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	通いサービスの利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
<p>第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (基準該当生活介護の基準)</p>	<p>(新設)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (基準該当生活介護の基準)</p>								

改正後	改正前
<p>第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業者等</u>であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介護等</u>を提供するものであること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室</u>の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p>	<p>第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業者（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）</u>であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）</u>（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）</u>（以下「指定通所介護事業所等」という。）の<u>食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）</u>の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p>
<p>第97条 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u>（指</p>	<p>第97条 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>（指定</p>

改正後	改正前
<p><u>定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)</u>が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)</u>のうち<u>通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)</u>を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)</u>を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者を除く。第150条の2及び第160条の2において同じ。)</u>の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービ</p>	<p><u>地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)</u>が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)</u>のうち<u>通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)</u>を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)</u>（以下「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（<u>指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)</u>の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサー</p>

改正後	改正前																
<p>スとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。))にあっては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号及び第111条第2号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="147 1090 842 1275"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いサービスの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第150条の2及び第160条の2において同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>ビスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護支援事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))にあっては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号及び第111条第2号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1164 1090 1859 1275"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いサービスの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第197条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	通いサービスの利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	通いサービスの利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																

改正後	改正前
<p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>(略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業者、<u>第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第200条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者</u>(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、第194条に規定する指定共同生活援助、<u>第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第200条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助</u>(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所(第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定共同生活援助事業所(第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(第200条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)</u>又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(<u>第200条の14第1項に規定する外部サービ</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>(略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業者又は<u>第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者</u>(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、第194条に規定する指定共同生活援助又は<u>第200条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助</u>(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所(第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定共同生活援助事業所(第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。))又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(<u>第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。</u>)をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立</p>

改正後	改正前
<p>ス利用型指定共同生活援助事業所をいう。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>	<p>訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等(第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。)を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。)の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>	<p>(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(1) 指定生活介護事業所、第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第173条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、第200条の14第1項に規定す</u></p>	<p>(1) 指定生活介護事業所、第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第173条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、<u>第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u></p>

改正後	改正前
<p>る外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 指定生活介護、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第172条に規定する指定就労継続支援A型、第185条に規定する指定就労継続支援B型、第194条に規定する指定共同生活援助、<u>第200条の2</u>に規定する日中サービス支援型<u>指定共同生活援助</u>、<u>第200条の12</u>に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は<u>第200条の14第1項</u>に規定する外</p>	<p>又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章においてこれらを「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 指定生活介護、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第172条に規定する指定就労継続支援A型、第185条に規定する指定就労継続支援B型、第194条に規定する指定共同生活援助、<u>第200条の2</u>に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は<u>第200条の4第1項</u>に規定する外</p>

改正後	改正前
<p>部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(略)</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 <u>(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)</u></p>	<p>部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第131条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メー</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>トル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>(3) <u>共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</u></p>	
<p>第110条の3 <u>共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ若しくは第197条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項若しくは第193条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>(3) <u>共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けてい</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ること。</u> <u>(準用)</u> 第110条の4 <u>第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</u></p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>(1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u>であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護等</u>のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第193条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第193条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅</u></p>

改正後	改正前
<p><u>介護事業所等</u>にあつては、6人) までの範囲内とすること。</p>	<p><u>介護事業所</u>にあつては、6人) までの範囲内とすること。</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第112条 (略)</p>	<p>第112条 (略)</p>
<p>第6章 重度障害者等包括支援</p>	<p>第6章 重度障害者等包括支援</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2節 人員に関する基準</p>	<p>第2節 人員に関する基準</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数)</p>
<p>第114条 (略)</p>	<p>第114条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 第2項のサービス提供責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>4 第2項のサービス提供責任者のうち1人以上は、<u>専任かつ</u>常勤でなければならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p>	<p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p>
<p>第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する<u>重度障害者等包括支援計画</u>に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する<u>サービス利用計画</u>に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(<u>重度障害者等包括支援計画</u>の作成)</p>	<p>(<u>サービス利用計画</u>の作成)</p>
<p>第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した<u>重度障害者等包括支援計画</u>を作成しなければならない。</p>	<p>第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した<u>重度障害者等包括支援サービス利用計画</u>（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。</p>

改正後	改正前
(削除)	2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス
2 サービス提供責任者は、 <u>重度障害者等包括支援計画</u> を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該 <u>重度障害者等包括支援計画</u> を交付しなければならない。	担当学会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この項において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
3 サービス提供責任者は、 <u>重度障害者等包括支援計画</u> 作成後においても、当該 <u>重度障害者等包括支援計画</u> の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該 <u>重度障害者等包括支援計画</u> の変更を行うものとする。	3 サービス提供責任者は、 <u>サービス利用計画</u> を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該 <u>サービス利用計画</u> を交付しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による <u>重度障害者等包括支援計画</u> の変更について準用する。 (略)	4 サービス提供責任者は、 <u>サービス利用計画</u> 作成後においても、当該 <u>サービス利用計画</u> の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該 <u>サービス利用計画</u> の変更を行うものとする。
第8章 自立訓練（機能訓練） 第1節 基本方針	5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定による <u>サービス利用計画</u> の変更について準用する。 (略) 第8章 自立訓練（機能訓練） 第1節 基本方針
第142条 自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 <u>省令第6条の6第1号</u> に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第142条 自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 <u>省令第6条の7第1号</u> に規定する者に対して、 <u>省令第6条の6第1号</u> に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
(略) 第4節 運営に関する基準 (略) (準用)	(略) 第4節 運営に関する基準 (略) (準用)
第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から	第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から

改正後	改正前
<p>第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第77条まで及び第88条から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条」と読み替えるものとする。</p>
<p><u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準</u> <u>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>第149条の2 <u>自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等</u> <u>が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p>	
<p><u>（1） 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介</u> <u>護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で</u> <u>除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p>	
<p><u>（2） 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所</u> <u>等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の</u> <u>数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場</u> <u>合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上である</u> <u>こと。</u></p>	
<p><u>（3） 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供</u> <u>するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要</u> <u>な技術的支援を受けていること。</u></p>	
<p><u>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事</u> <u>業者等の基準）</u></p>	
<p>第149条の3 <u>共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとす</u></p>	

改正後	改正前								
<p>る。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="174 592 891 778"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いサービスの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	通いサービスの利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
<p>第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び</p>	<p>(新設)</p>								

改正後	改正前
<p>前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p> <p><u>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</u> （略） （指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第150条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護等</u>のうち<u>通いサービス</u>を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通い</p>	<p><u>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</u> （略） （指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第150条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち<u>通いサービス</u>を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通い</p>

改正後

サービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) (略)

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。

(5) (略)

改正前

サービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) (略)

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。

(5) (略)

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針</p>	<p>(略)</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針</p>
<p>第152条 自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第152条 自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の7第2号に規定する者に対して、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり</u>、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(準用)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(準用)</p>
<p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、<u>第87条の2</u>から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準</p> <p><u>(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)</u></p>	<p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、<u>第88条</u>から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第159条の2 <u>自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前								
<p>(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）</p>									
<p>第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型（新設）</p>									
<p>居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p>									
<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。</p>									
<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p>									
<table border="1" data-bbox="174 1134 965 1321"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いサービスの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	通いサービスの利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
<p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p>									
<p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定</p>									

改正後	改正前
<p><u>小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(準用)</u></p>	
<p>第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (略) (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p>	<p>(新設)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (略) (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p>
<p>第160条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。</u>この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により</p>	<p>第160条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。</u>この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により</p>

改正後	改正前																
<p>基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="174 1177 891 1369"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いサービスの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指</p>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1191 1177 1908 1369"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いサービスの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指</p>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	通いサービスの利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	通いサービスの利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																

改正後	改正前
<p>定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(略)</p> <p><u>(通勤のための訓練の実施)</u></p>	<p>定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(略)</p>
<p><u>第166条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第171条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、<u>第86条、第87条、第88条</u>から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第171条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第171条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第171条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、<u>第86条</u>から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第171条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第171条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第</p>

改正後	改正前
<p>24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第171条において準用する第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第171条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第171条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第13章 就労定着支援</u> <u>第1節 基本方針</u></p>	<p>22条第2項」とあるのは「第171条において準用する第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第171条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第171条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>
<p><u>第193条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 人員に関する基準</u> <u>(従業者の員数)</u></p> <p><u>第193条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>という。)に置くべき就労定着支援員の員数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上とする。</p> <p>2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。</p> <p>(1) 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(準用)</p>	
<p>第193条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p>	(新設)
<p>第193条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>第4節 運営に関する基準</u> <u>(サービス管理責任者の責務)</u></p> <p><u>第193条の6 サービス管理責任者は、第193条の12において準用する第60条に</u> (新設) <u>規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業</u> <u>者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援</u> <u>事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が</u> <u>地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができ</u> <u>るよう必要な支援を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 他の従業者に対して技術指導及び助言を行うこと。</u> <u>(実施主体)</u></p>	
<p><u>第193条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、</u> (新設) <u>通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害</u> <u>福祉サービス事業者でなければならない。</u></p> <p><u>(職場への定着のための支援の実施)</u></p>	
<p><u>第193条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の</u> (新設) <u>継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害</u> <u>福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、</u> <u>利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活</u> <u>を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を</u> <u>提供しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当た</u> <u>っては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に</u> <u>1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することによ</u> <u>り当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(サービス利用中に離職する者への支援)</u></p>	
<p><u>第193条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に</u> (新設)</p>	

改正後	改正前
<p><u>雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。</u></p>	
<p><u>(運営規程)</u></p>	
<p>第193条の10 <u>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、</u></p>	(新設)
<p><u>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p>	
<p><u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p>	
<p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p>	
<p><u>(4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p>	
<p><u>(5) 通常の事業の実施地域</u></p>	
<p><u>(6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</u></p>	
<p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	
<p><u>(8) その他運営に関する重要事項</u></p>	
<p><u>(記録の整備)</u></p>	
<p>第193条の11 <u>指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関</u></p>	(新設)
<p><u>する記録を整備しておかなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>指定就労定着支援事業者は、次に掲げる利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 次条において準用する第20条第1項の規定による提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項</u></p>	
<p><u>(2) 次条において準用する第60条第1項の規定による就労定着支援計画</u></p>	
<p><u>(3) 次条において準用する第30条の規定による市町村への通知に係る記</u></p>	

改正後	改正前
<p>録</p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>録</p> <p>(5) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p>	
<p>第193条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第14章 自立生活援助</p> <p>第1節 基本方針</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第193条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第193条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>地域生活支援員</u> 指定自立生活援助事業所ごとに、1人以上</p> <p>(2) <u>サービス管理責任者</u> 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア <u>利用者の数が30人以下</u> 1人以上</p> <p>イ <u>利用者の数が31人以上</u> 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 <u>前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1人とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</u></p> <p>4 <u>第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p>	
<p>第193条の15 <u>第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p><u>(準用)</u></p>	
<p>第193条の16 <u>第193条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>第4節 運営に関する基準</u></p> <p><u>(実施主体)</u></p>	(新設)
<p>第193条の17 <u>指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。</u></p> <p><u>(定期的な訪問による支援)</u></p>	(新設)
<p>第193条の18 <u>指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p> <p><u>(随時の通報による支援等)</u></p>	
<p>第193条の19 <u>指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第193条の20 <u>第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第193条の6、第193条の10及び第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第15章 共同生活援助</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p><u>第13章 共同生活援助</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(従業者の員数)</p>
<p>第195条 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第195条 (略)</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>(略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>(設備)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>(略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>(設備)</p>
<p>第197条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p>	<p>第197条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p>
<p>2～9 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(介護及び家事等)</p>	<p>2～9 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(介護及び家事等)</p>
<p>第198条の6 (略)</p>	<p>第198条の6 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p><u>（基本方針）</u></p>	
<p>第200条の3 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p><u>第2款 人員に関する基準</u></p> <p><u>（従業者の員数）</u></p>	(新設)
<p>第200条の4 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上</u></p> <p><u>（2）生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</u></p> <p><u>ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</u></p> <p><u>イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>ウ <u>区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</u></p> <p>エ <u>区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</u></p> <p>(3) <u>サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</u></p> <p>ア <u>利用者の数が30人以下 1人以上</u></p> <p>イ <u>利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</u></p> <p>2 <u>前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第200条の5 <u>第196条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業</u> (新設) <u>について準用する。</u></p> <p><u>第3款 設備に関する基準</u></p> <p><u>(設備)</u></p> <p>第200条の6 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、</u> (新設) <u>住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確</u></p>	

改正後	改正前
<p>保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p> <p>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。</p> <p>3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。</p> <p>4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1の建物の入居定員の合計は20人以下とする。</p> <p>5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。</p> <p>6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。</p> <p>7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</p> <p>8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</p> <p>9 ユニットの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 1の居室の面積は、収納設備等に係る面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>第4款 運営に関する基準 (実施主体)</p>	
<p>第200条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サー</p>	<p>(新設)</p>
<p>ビス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第</p>	

改正後	改正前
<p><u>100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。</u> <u>(介護及び家事等)</u></p>	
<p>第200条の8 <u>介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p>2 <u>調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。</u> <u>(社会生活上の便宜の供与等)</u></p>	
<p>第200条の9 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p>2 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等をその者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得てその者又はその家族に代わって当該手続等を行わなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</u> <u>(協議の場の設置等)</u></p>	

改正後	改正前
<p>第200条の10 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第200条の11 <u>第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の5まで及び第198条の8から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の8」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第200条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の11において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p>	<p>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p>
<p>第200条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第200条の22において準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第200条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (基本方針)</p>	<p>第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第200条の12において準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第200条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (基本方針)</p>
<p>第200条の13 (略) 第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>	<p>第200条の3 (略) 第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>
<p>第200条の14 (略) (準用)</p>	<p>第200条の4 (略) (準用)</p>
<p>第200条の15 (略) 第3款 設備に関する基準 (準用)</p>	<p>第200条の5 (略) 第3款 設備に関する基準 (準用)</p>
<p>第200条の16 (略) 第4款 運営に関する基準</p>	<p>第200条の6 (略) 第4款 運営に関する基準</p>

改正後	改正前
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p><u>第200条の17</u> 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、<u>第200条の19</u>に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p><u>第200条の7</u> 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、<u>第200条の9</u>に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(受託居宅介護サービスの提供)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(受託居宅介護サービスの提供)</p>
<p><u>第200条の18</u> (略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p><u>第200条の8</u> (略)</p> <p>(運営規程)</p>
<p><u>第200条の19</u> (略)</p> <p>(受託居宅介護サービス事業者への委託)</p>	<p><u>第200条の9</u> (略)</p> <p>(受託居宅介護サービス事業者への委託)</p>
<p><u>第200条の20</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p><u>第200条の10</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p><u>第200条の21</u> (略)</p> <p>(準用)</p>	<p><u>第200条の11</u> (略)</p> <p>(準用)</p>
<p><u>第200条の22</u> 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の7まで及び第199条の2から第199条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは、「<u>第200条の22</u>において準用する第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第</p>	<p><u>第200条の12</u> 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の7まで及び第199条の2から第199条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは、「<u>第200条の12</u>において準用する第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第</p>

改正後	改正前
<p>22条第2項」とあるのは「<u>第200条の22</u>において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第200条の22</u>において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第200条の22</u>」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第200条の22</u>において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の4第1項及び第198条の5中「第200条」とあるのは「<u>第200条の22</u>」と、第198条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第16章 多機能型に関する特例</u> （従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第201条 多機能型による、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第173条第4項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従</p>	<p>22条第2項」とあるのは「<u>第200条の12</u>において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第200条の12</u>において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第200条の12</u>」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第200条の12</u>において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の4第1項及び第198条の5中「第200条」とあるのは「<u>第200条の12</u>」と、第198条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第14章 多機能型に関する特例</u> （従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第201条 多機能型による、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（<u>指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。</u>）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（<u>指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。</u>）（以下「多機能型事業所」と総称する。）においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第</p>

改正後	改正前
<p>業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとするができる。</p>	<p>6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第173条第4項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとするができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (略)</p>	<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (略)</p>
<p>(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)</p>	<p>(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)</p>
<p>2 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、この条例の施行の際現に存する基準省令附則第18条に規定する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第197条第6項から第8項まで（これらの規定を第200条の16において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p>	<p>2 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、この条例の施行の際現に存する基準省令附則第18条に規定する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第197条第6項から第8項まで（これらの規定を第200条の6において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p>
<p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p>	<p>(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p>
<p>3 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者で</p>	<p>3 第198条の6第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定す</p>

改正後	改正前
<p>あつて、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>4 <u>第198条の6第3項及び第200条の8第4項</u>の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前2項の場合において、<u>第195条第1項第2号イからエまで及び第200条の4第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</u></p> <p><u>附 則（平成30年 月 日条例第 号）</u> この条例は、<u>平成30年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>る区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、<u>平成30年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>4 第198条の6第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、<u>平成30年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前2項の場合において、第195条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p>

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第71号</p>	<p>○川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第71号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第4条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第4条）</p>
<p>第2章 人員に関する基準（第5条～第8条）</p>	<p>第2章 人員に関する基準（第5条～第8条）</p>
<p>第3章 設備に関する基準（第9条・第10条）</p>	<p>第3章 設備に関する基準（第9条・第10条）</p>
<p>第4章 運営に関する基準（第11条～第61条）</p>	<p>第4章 運営に関する基準（第11条～第61条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 総則 （趣旨）</p>	<p>第1章 総則 （趣旨）</p>
<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の規定並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の規定並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第2章 人員に関する基準</p>	<p>第2章 人員に関する基準</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（従業者の員数に関する特例）</p>
<p>第6条 削除</p>	<p>第6条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第10条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第10条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第10条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提</p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>第3章 設備に関する基準</p> <p>(略)</p>	<p><u>供している場合にあつては、川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第55号。第10条において「指定入所施設基準条例」という。)第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているものとみなす。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 設備に関する基準</p> <p>(略)</p> <p><u>(設備に関する特例)</u></p>
<p>第10条 削除</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (平成30年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設については、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u></p>	<p>第10条 <u>指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定入所施設基準条例第6条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなす。</u></p> <p>(略)</p>